

議 事 録
名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会
第7回

1．日 時： 平成 25 年 5 月 21 日（火）9:30～12:45

2．場 所： 三田共用会議所 大会議室

3．議事次第

- 1) 今後の検討の進め方について
- 2) 検討会報告書骨子案について
- 3) 国内措置のあり方に関する論点整理について
- 4) その他

4．配布資料

資料 1 今後の検討の進め方について

資料 2 検討会報告書骨子案

資料 3 国内措置のあり方に関する論点整理について

参考資料 1 平成 25 年度「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」委員名簿

参考資料 2 遺伝資源に関連する伝統的知識及びその利用の捉え方について（修正）

参考資料 3-1 企業による遺伝資源等の利用実態について

参考資料 3-2 研究者による遺伝資源等の利用実態について

参考資料 4 EU の規則改正案（概要）と国内措置のあり方に関する論点（項目）との対応関係（付属資料：EU 規則改正案（英文））

5．出席者

（委員）

磯崎座長、浅間委員、小幡委員、北村委員、小原委員、鈴木委員、炭田委員、寺田委員、二村委員、藤井委員、丸山委員、吉田委員

（関係省庁）

外務省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省

（事務局）

環境省：亀澤自然環境計画課長、牛場生物多様性施策推進室長、奥田生物多様性地球戦略企画室長、中島課長補佐、杉井課長補佐、中澤課長補佐、中尾企画官、浅原係長、辻田係長、笠原係長、小林事務補佐員

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング：森口主任研究員、西田研究員

ノルド社会環境研究所：園主任研究員、市村研究員、他

6 . 議事録

開会

中澤補佐 予定の時間が参りましたので、第7回名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、検討会にご参加いただき、大変ありがとうございます。

北村委員が遅れているようでございます。事務方も国会のために遅れて参ります。

初めに、お配りした資料の確認をさせていただきます。

資料1、「今後の検討会の進め方について」でございます。資料2、「検討会報告書」の骨子案でございます。資料3、「国内措置のあり方に関する論点整理について」でございます。参考資料1が検討会の委員名簿でございます。参考資料2は、前回いただいたご意見を踏まえまして、「遺伝資源に関連する伝統的知識及びその利用の捉え方について」を修正したものでございます。参考資料3-1と参考資料3-2は、昨年度、環境省で委託により、国内企業と研究者による遺伝資源等の利用実態を調べたアンケート調査の結果でございます。参考資料4はEUの規則案規則改定案の概要とEU規則案の論点の項目との関係を示したものです。参考資料4の付属資料としてEU規則案の改定案全文をつけております。過不足等がございましたら事務局のほうにお声がけをお願いします。

本日は、足立委員はご欠席と聞いております。

本検討会は公開で行います。

それから、委員の交代がございましたのでご紹介をさせていただきます。

国立遺伝学研究所の鈴木（睦）先生の交代で、小原先生が委員として参加しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、磯崎先生に進行をお願いしたいと思います。

磯崎先生、どうぞよろしくお願いたします。

磯崎座長 おはようございます。新年度ですが、第7回という会合になります。昨年度は第6回までで、資料2と3について、前回まで一通り各項目について、それから論点について議論をしてきています。今回からは、この議論に基づいて報告書をまとめていくような形になります。

後で説明がありますが、資料3の右側、特に がついているそれぞれの文章をベースにして取りまとめるという方向で考えていきたいと思います。特に今回、第7回はこのような項目でいいかどうか、もう一度振り返って検討をしていきたいと思います。

これも後で説明がありますが、資料1で今回、第7回以降のスケジュールが示されています。そのようなスケジュールに従った形で進めていきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

今日はこれらの資料を、事務局からの説明を聞いた後、議論を進めていきたいと思います。なお、全部で3時間を予定していますが、半分あたりで10分ほど休憩をとって、全体を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

1) 今後の検討の進め方について

磯崎座長 それでは早速ですが、議題1について説明をお願いいたします。

辻田係長 それでは、資料1についてご説明します。

今後の検討会の進め方ですけれども、昨年度に引き続きまして、今年度、上半期中に数回開催しまして、名古屋議定書に係る国内措置のあり方について、検討会報告としての取りまとめを行いたいと考えております。

検討会のスケジュールですけれども、今回第7回におきまして、報告書の構成ですとか、主要な要素についてご確認いただくとともに、昨年議論が一巡しました論点について、総合的な討論をしていただければと思います。次回第8回、第9回で、報告書本文案の検討をいたしまして、その上でパブリックコメントを1カ月程度実施しまして、8月ごろ、夏ごろにパブコメ意見の確認と、それへの対応の確認をした上で報告書を取りまとめることとしたいと考えています。

検討会の後の国内措置の検討の進め方につきましては、環境省としましては、検討会の報告を受けまして、関係省庁連絡会議のもとに設けております「名古屋議定書に係る国内調整等作業部会」において、我が国にふさわしい国内措置について、具体的に検討を進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

磯崎座長 ありがとうございます。いまの資料1は今年度の特にこれから8月にかけてのスケジュールですが、これに関して何か質問、ご意見は、どうぞ。

炭田委員 資料1にある考え方に関して私には理解できない部分があります。

まず一つは、今年度上半期に「名古屋議定書に係る国内措置のあり方について、検討会報告としての取りまとめを行う」とのことですが、何の目的で、何をするために取りまとめを行うのかという理由が明確でない。色々な分野の専門家の方による情報共有はかなり進んで来たと思います。しかし、「議定書に関する国内実施のあり方の検討」ということになると、一番重要なのは、各種の研究分野あるいは各種の産業界分野において、どのようなルールにより、それぞれの分野において、何をどうすればよいのか、という具体的なイメージを明確にする必要がある。しかし、これはまだほとんど議論が進んでいない。議論が進んでいないままの状態では報告書を取りまとめるとはどういうことなのか、理解できないのです。では、少なくとも、何をやる必要があるかという、例えば資料3にあるような論点についてさらに議論を深めていく必要がある。火の出るような議論になる可能性が十分あるが、国内措置のあり方について、各産業分野あるいは各研究分野それぞれにとって納得のゆくまで具体的に議論を煮詰める必要がある。それをまず達成させるのが必要条件だと思います。そのために残された時間を費やしていただきたい。議論が時間内に煮詰まらない場合は中間報告を作成したのち、さらに適切な機会を作って専門家との議論を深めていくべきだと思います。この国の将来を本当に考えるなら、政府と学界・産業界の間で対話を重視しながら一步一步進め、できるだけ多くの国民が納得し得る内容にまで持っていくことが重要だと思います。国内・国外の情勢を考えれば、議定書を実施するにはまだまだ時間的余裕があります。現在は、拙速を尊ぶべき状況ではない。したがって、第7回の議題にある「論点に関する総合的議論」を第8回も第9回も継続するべきと考えます。

二つ目は、パブリックコメントをスケジュール化することが理解できない。議論が煮詰まった後で、広く公衆の皆さん方の意見を聞くというのがパブリックコメントだと思いますが、今の状況だと議論がまとまっていない。パブリックコメントをやるものだと決めてかからずに、「論点に関する総合的議論」をまず優先して行うべきと思う。

三つ目は、第10回の会合で行うことは、そのときまでの進捗の状況によると思いますが、議論の複雑さを考えると中間報告となる可能性が大なのではないか。特に企業にとっては、一つ間違えば、生きるか死ぬかの問題となり得るので、火の出るような議論になってもおかしくない。だから、8月の第10

回の会合の時点で中間報告となっても、それは政府として国民に対する誠実な対応だと考える。

四つ目は、政府と産業界・学界各分野の間での対話を続けて相互の理解を深める重要性を強調したい。ここで言う「理解」とは、名古屋議定書の文言を理解するのは「理解」の半分で、もう半分は、「産業界・学界各分野が直面する現場の実態と、議定書の文言を照らし合わせて、どのようにすれば現実的な国内実施が可能になるのか、その方法を煮詰めること」です。現場の実態と、議定書の法律としての文言とが両立するような実施方法を求めて時間のある限り議論を行うことです。いろいろな論議のメリット、デメリットをきちんと整理して、その上で煮詰めることです。そうすれば、今後、政策レベルでの議論になった時に有用な役割を演じ得る。この検討会で曖昧な報告書を作成し、あとは政府に任せてほしい、という考え方には反対です。相互理解が不十分なまま、ひとたび政府案ができてしまうと、もはや産業界・学界にとっては修正不可能なほど深刻な状況になることを強く懸念するからです。以上です。

磯崎座長 今の資料1について、ほかに何か。

文部科学省 オブザーバーの立場ですが、私たち文部科学省としても、炭田先生がおっしゃったことと全く同意でございます。ぜひいまのような形で進めていただきますようお願いをしたいと思います。

吉田委員 日程としては、まだ4回やるわけです。炭田委員のお話を伺っていると、十分な議論はできないという前提のもとに、中間報告までとどめよう、あるいはパブリックコメントは早い、ということをおっしゃっているかと思います。今まで6回やって、情報共有でもかなり時間を費やして、さらに議論する時間はまだまだかなりあるわけですから、最初から中間報告までしかまとめられないとか、パブリックコメントまでは早いということをやったら、せっかくこれだけの方がたくさん集まってこの検討会をやっている意味が失われてしまうかと思います。やはりきちっと10回、去年も考えれば1年間やるわけですから、1年間でこれだけの方が集まってある程度のももの取りまとめ、という方向でやらなければ、この検討会を開いた意義を自ら否定することになるのではないかと懸念します。

小原委員 新米で恐縮でございますが、前回お話をさせていただいて、そこでの議論を伺った限りでは、6回までの議論でも意見分布が非常に幅広いと感じました。私自身は基礎科学の分野で、それなりに意見を持っていますが、それ以外の方もおられます。骨子案がありますが、中身について合意できる点があるとしてもかなりダイバースしていて、予定として報告書をまとめなくてはいけないと考えること自身は仕方がないと思います。けれども、この予定でどうしても行かないとならないということだと、かえって拙速になるという気が非常にします。

例えば、全く違う内容ですが、雇用法の改正があります。政府としてはもちろん労働法ですから、それなりの意義はあるのですが、研究現場は大変なことになっておりまして、そのようなことがあまり議論なしに進んだという経緯があります。基礎研究も含めて、おそらく応用もそうだと思いますが、非常に大きな議論ですので、私の印象ではパブコメを8月にやるのであれば、もう既に文章ができていてかなり合意できる状態で、細部をいろいろと詰める、という程度ではないかと直感的に思います。頑張るのは頑張らないといけませんし、当然パブコメに向かってやってもいいと思いますが、これを前提にしなくてはならないとなると、拙速になると私は感じました。

新米で、状況を把握していませんので誤解があるかもしれませんが。

磯崎座長 このスケジュールの点で、他の委員の方はいかがでしょうか。

小幡委員 いままでたくさん議論をして意見は出ていましたが、具体的な意見のすり合わせはあまりなかったような気がします。言葉は炭田委員と違いますが、やはりもう少し、お互いどこまで合意できるか、合意できないか、それを明確にするかみ合った議論が必要だと考えます。そのために、しっかり時間を費やして議論しないと、後々になって後悔するようなことがあってはいけないと思います。重要

な案件ですので、ぜひかみ合った議論ができるように運営していただいて、8月予定のパブコメありき、報告書ありきではない設定をお願いしたいと思います。

藤井委員 基本的には炭田さんのおっしゃるとおりだと製薬協としても考えております。最近、製薬協の加盟会社でも、遺伝資源の研究をやめると宣言したような会社もあって、要はなかなか今後がはっきり見えてこないというところが正直まだまだあるかと。そのあたりの議論をやはりしていかないと、企業の立場としても、本当に遺伝資源を使って研究をやっているのかというようなところが、今のこの議論を見ている限りではよくわからないという部分も、研究をやめるようなところにもつながっているのではないのかとっております。やはりより具体的に、ユーザー側から見て明確にわかるような議論を継続していく必要があるのではないのかとっております。

中間報告等を出すということであれば、決して反対するわけではないですが、やはり議論は引き続きもっていかなくてはいけないと考えております。

経済産業省 経済産業省ではいろんな業界の方とお話する機会がたくさんあるのですが、やはり名古屋議定書に関しては、まだまだ理解が十分に広がっていないところがあるかと思っております。認識がばらけていたり、なかなか共通した認識というのがまだ広がっていないという問題意識の中で、やはり関係者との意見交換というのは今後も非常に大事になってくると思っております。複数の方からもそういうご意見が出されましたが、関係者との意見交換や実態把握などを含めて、意向把握というものが引き続き大事なのではというように感じております。

鈴木委員 時間だけではなくて、自分の現場で考えますと、海外とのこういうかわりのために引いてしまって日本で研究する、ということとは違い、この議論自身が海外を相手にする話ということになります。議論が十分だったから結論が出るという話とは少し違って、むしろ海外との駆け引きをして、その間で初めて自分たちの落としどころも出てくるかと思うのです。

この委員会は、環境省もかなり幅広く、使う材料に対する人を選んでいただいている、メンバーは非常によいので、そういう意味で議論がまだ十分ではないのではと思えます。

といいますのは、昔、外来生物の議論があり、あちらは日本のほうで全部議論が仕上がればいい話ですが、これはそれだけではなくて、我々が海外の資源をいかに活用できるかということを考えなくてはならないとなると、そのことについての議論がまだ十分ではない気もするので、むしろスケジュールにとらわれないで、つまり時間をかけたからその時間で終わる、というのではないという認識を持っております。

農林水産省 名古屋の COP10 で議定書が決まってから一定の時間も経ちまして、環境省のほうで音頭をとっていただいて、このような蒼々たるメンバーで議論をこれだけの回数進めてきたという実績もございますし、一定の期間が経った中で何かまとめていくという必要性は当然あると考えております。

一方、この検討会の名称は「国内措置のあり方」ということで、実際に遺伝資源を扱っている産業界からしてみると、実際の経営に直結するわけです。決め方によっては、もうそこで営業ができなくなるかもしれない、この「あり方」ということが出ただけで、将来、私たちはこれでは経営できなくなるかもしれないという、ものによってはそういうメッセージを与えてしまうかもしれない。非常によくなるかもしれない、というメッセージを与えるかもしれないし、場合によったらもうだめかもしれないという、非常に大きな影響を与えるものだと思います。

一定の何かをまとめていくという中で、これからまだ時間がこのスケジュールにあるだけでも何回もございますので、しっかり議論をして、少しでもまとめていただきたいと思えます。ただ、例えば EU でレギュレーションのほうが出ておりますけれども、私どもが聞いている範囲でも、例えば EU の種苗

業界からは違う意見が出ているとか、まだまだいろいろな意見が出ているということもございます。私どもの所管ですと、日本の種苗業界からも、EUの考えているような方向だけではなかなか対応できないということも聞いてございます。先ほど炭田委員からも出ましたけれども、火の出るような、しっかりとした議論をしていただいて、日本のあり方というのをまとめていければよいですが、もしなかなかまとまらないという時には、例えば両論併記のような形も含めて、いろいろな方向があるのだという、無理に一本化をしてミスリードをすることのないように、この「あり方検討会」の報告書が出ることによって産業界の方々がディスカレッジされることのないように、ぜひご配慮いただければと考えているところでございます。

磯崎座長 そのほか、同じこの議題でいかがでしょうか。

外務省 いままでのコメントと趣旨は同じでございますけれども、検討会のあり方を整理していくに当たって、さらにいろいろな動向把握や情報を、より今後に生かすために把握していただく必要があるかと思っております。具体的に申し上げますと、我が国の遺伝資源、伝統的知識の取り扱いにつきまして、例えば、事前の情報に基づく同意を求めべきかにつきましても、我が国の利用の現状や諸外国における取り組みの状況などについて、十分に整理・把握して、幅広い関係者の意見を集約してからでなければと。今後我が国としての対応を決定するための検討が適切に行われるかどうか、さらに情報把握が必要ではないかと思っております。

しかしながら、この検討会の場でも、事務局のほうから情報を整理・収集していただいているところでございますけれども、我が国の遺伝資源及び伝統的知識の利用の現状として、どのような業界や、あるいは地域のどのような取り組みが関係するかなどの実態把握がまだ十分に行われていないのではないかなというような気もいたしますし、また、諸外国におけるPICなどの取り組みや、遺伝資源の利用、あるいは伝統的知識の定義等の把握・整理が十分に行われているとはまだ言えないのではないかと思っております。

また一方で、PICやMATに関する提供国の国内法令や規則に基づく利用者の遵守に関する措置は、名古屋議定書の締約国の責務になっております。これについては、国内の関係者に支持されて、かつ、国際的にも合理的な説明が可能な措置を早急に検討する必要ということで、事務局からも今回の資料の中にそのエッセンスが入っているところでございますけれども、当然この検討会での議論を踏まえながらも、遵守措置は事務局の環境省が中心になって案を提示していくというのが重要ではないかと考えております。

もう一点、最後にこれまでの議論の中でも、遺伝資源、あるいは遺伝資源の利用、伝統的知識の定義がまだはっきりしていないというところもございましたので、これらも我が国が議定書の解釈としてどのように定義づけていくかも、この検討を深める中では重要になってくるのではと考えています。

以上でございます。

磯崎座長 資料1との関連では委員の方はよろしいでしょうか。

では、亀澤さん。

亀澤課長 様々なご意見をいただきましてありがとうございます。これまで6回検討会を開いてきて、大変幅広い意見をいただいているという認識でおります。今後4回ありますので、引き続き議論を続けていただきたいと思いますと思っておりますが、これまで6回、今後4回ということで計10回、およそ1年間にわたって検討会を行うこととなりますので、検討会としての一応のまとめはやはりしたいと考えております。ただ、中身として一つにまとまらないところも多々あるかと思っておりますので、そのような部分は当然両論併記にするような形でのまとめというものもあると思っております。

また、検討会としてのまとめをした上で、まとめて終わりということではないと思っております、すぐに国内措置の検討ができるかという、なかなかそのような状況ではないかもしれません。検討会としてのまとめをした後も、関係業界も先生方の意見も含めて幅広く、引き続きご意見を聞いていきたいと思っております。

磯崎座長 いまの資料1に関して、私の感触も全体と同じようなところですが、炭田委員から指摘をされていた、論議があまり深まっていないこと理由の一つには、いままでが情報共有のレベルで、議論をしていないというところ、あるいは、資料3の先ほども触れた あるいは で整理をしてあるところですが、どちらかというところかなり漠然とした内容で、それぞれでどのような国内措置なのか、その措置をとる、あるいはとらないときに、実際にはどのようなことが生じるのかなどについては、あまり焦点を当ててきていなかったということです。まさに今回からはそこに焦点を当てた議論をして、その中で、いままで指摘をされていた事柄、特にスケジュールありきで行くというわけではなくて、その論議の動向を見ながら、7回、8回、9回と進めていきたいと考えています。

このような形で、資料1についていかがでしょうか。さらに何かコメント、ご意見があれば、よろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、その中心的な論点ですが、これから次の議題のところから始まる形になります。

2) 検討会報告書骨子案

磯崎座長 それでは資料2、報告書骨子案です。必要な範囲内で参考資料3のほうにも説明が行くと思いますが、あわせて事務局からお願いいたします。

辻田係長 それでは、資料2についてご説明いたします。

報告書の構成は、最初に名古屋議定書について、採択の経緯やその概要、締結の意義などを書いた上で、名古屋議定書において締約国が対応を求められている措置の概要を記すことを考えています。

そして、3において、国内における遺伝資源の保全及び利用、それから生ずる利益の公正かつ衡平な配分の現状について、利用国として、提供国としての両面について記載していきたいと考えています。

ここで、座長からもご紹介いただきましたが、この3の部分については、昨年の業務により実施した、企業及び研究者の利用実態の調査結果も含めたいと考えています。資料は参考の3-1と3-2になります。ここでは簡単にこの調査の結果もご紹介させていただきたいと思っております。

まず回答数について、企業に対する調査は、主要企業に質問票を送付するというで行い、511の回答を得ました。一方、研究者に対する調査は、インターネット上に質問票を掲載し回答を募集するという形で行い、140の回答を得ました。多くの回答が得られましたのは、本調査について委員の方にも周知をしていただいた結果と考えております。ご協力ありがとうございました。

まず、利用国としての実態に関する結果をご説明いたします。海外の遺伝資源等を取得したことのある企業53社、研究者52名の回答では、企業、研究者とも、東アジア、東南アジア、北米、ヨーロッパの遺伝資源を取得するケースが多いという結果でした。

取得している遺伝資源は、微生物、植物、動物の順に多い傾向がありました。

取得の方法については、仲介業者やコレクションを介して取得したとの回答が多かったですが、遺伝資源を直接、探索・収集したとの回答も見られました。直接、探索・収集したとの回答の割合は、企業

よりも研究者の方のほうが高い傾向にありました。

PICの取得に関しては、企業では、仲介業者を介した入手など間接的な取得方法が多いことを反映してか、自身で提供国法令等の必要な確認を行ったとの回答と、自身ではそうした確認を行っていないという回答は、同程度の割合でした。一方、研究者では、直接探索・収集する割合が高いことによるのか、必要な確認を行ったとの回答の割合が比較的高い傾向にありました。

なお、MATの締結に関しては、企業、研究者とも回答者の半数程度が締結したことがあるという結果でした。

海外の遺伝資源に関連する伝統的知識に関しては、その取得経験のある企業11社及び研究者6名の回答では、取得先は東アジアや東南アジアが多く、取得方法は、仲介業者や研究者を含む第三者からの取得、伝統的知識の保有者からの取得、文献やインターネット等からの取得が同じ程度行われているという結果になりました。

次に、日本の提供国としての側面を考慮のご参考として、国内利用者による国内遺伝資源等の利用実態についてもご紹介します。

小原委員 少しよろしいでしょうか。この調査の妥当性はどうやって検証されているのですか。大変なご努力だと思いますが、研究者の数少ないし、全体を見ればわかりますが、妥当性も含めて言っていたかかないと、時間の無駄ではないかと。

辻田係長 妥当性という部分では、なかなか難しい面もございますので。

小原委員 委員会の資料として出すのであれば、それなりのエビデンスが要と思うので、それも含めて説明いただければ。

辻田係長 研究者の方と企業に対する調査の方法が違っておりますが、企業に対しては、主要企業1,994社に対して質問票を送付して、そのうち511の回答を得ています。回収率は25.6%になります。研究者に対しては、インターネット上に質問票を掲載する形で回答を募集して、140の回答がりました。研究者の場合は、おそらく名古屋議定書に関心のある方がお答えになられたと思われる一方で、企業はそのような偏りがあまりない状態での回収となったと考えています。

いまご説明している内容は、企業及び研究者とも遺伝資源等を過去に取得したことがあるとお答えになった方に対して、さらに、どこで取得したか、どの様に取得したかという質問を追加的にしていただいて、その結果をご紹介しているところでございます。

小原委員 今は骨子案のことなので、あまり細かいことを言わないほうがいいかと。議事がどのように進むかが見えないのですが。

炭田委員 まず、いまの質問を片づけたほうが混乱しないと思います。私も質問がありますが。

辻田係長 一旦、この調査の結果を最後までご説明させていただいてもよろしいでしょうか。その上で、また骨子案に戻ることを考えていたのですが。

小原委員 はい。

辻田係長 では、日本の提供国としての側面を考慮のご参考として、国内業者による国内遺伝資源等の利用実態の結果ですが、国内の遺伝資源を取得したことのある企業58社、研究者は62名との回答でした。この数字は、海外の遺伝資源等を取得したと答えた方の回答数よりも多い状況でした。

取得される遺伝資源は、関東、中部、沖縄を除く九州が多いという傾向がございました。

取得方法は、コレクションから取得するか、直接、探索・収集することが多いとの回答でした。

研究者、企業とも、海外の遺伝資源の取得の際と比べて、国内の遺伝資源のほうが直接、探索・収集するとの回答が多いという傾向にありました。

なお、MATの締結の経験があると答えた回答者は、企業、研究者とも半数に届かない状況でした。

国内の遺伝資源に関連する伝統的知識に関しては、その取得経験のある企業10社及び研究者10名の回答では、取得先は、企業では関東、中部、沖縄を除く九州が多く、研究者では中部、近畿が多いという傾向にありました。

取得方法は、海外の伝統的知識と同様に、仲介業者や研究者を含む第三者からの取得、伝統的知識の保有者からの取得、文献やインターネットからの取得が同程度行われていました。この結果では、議定書で規定している原住民等社会が保有する伝統的知識に該当する伝統的知識を本当に使っている人がいたのかという点は不透明でございます。

今後の利用のニーズに関しましては、これまでに遺伝資源を取得したことのある企業、研究者の過半数が今後も取得したいという回答でした。海外遺伝資源と国内遺伝資源を比較すると、国内遺伝資源のほうが今後も取得したいとのニーズが高い傾向にありました。

調査結果のご説明は以上ですが、骨子案のご説明に戻る前にまずアンケートのご質問へ。

炭田委員 私どもバイオインダストリー協会でも過去15年の間に何回かアンケート調査をしました。まず言えることは、アンケート調査というのは、問いかけ次第によっては、非常に違った回答が出てくるということです。それから、どういうルートで、誰に回答を求めるかによっても回答が変わってくる。1回とか2回のアンケート調査の結果で、重要な判断のベースにするとことはリスクが高い。そのように私どもは自戒しています。

アンケート調査を行う前に、この委員会で、どういう方式で進めるか、どのような設問にしたらよいか等を諮り、委員のコメントを取り入れた上で実施すれば、そうしない場合と比べて、結果はよくなったと思うと思います。アンケート調査を実施された方は大変な努力をされたと思いますが、現在の結果を、報告書の重要な根拠として重みのある位置付けにすることは適切でないと思います。

難しいのは、生物多様性条約や名古屋議定書には、例えば「遺伝資源」という言葉がありますが、これは世にある生きとし生けるもの全てを含みますから、アンケートに答える人がどういう立場でどう解釈するかによって回答の結果は非常に変わってきます。また、「伝統的知識」の場合も国際的に合意された定義はないから、これが何を意味するかは、人によって解釈が全く異なるかもしれない。そのように不確定要素が多いので、アンケート調査の結果の扱いには注意しなければならない。このアンケート結果については、先ほど小原委員が言われたように、報告書の中で重要な位置づけを行うことは適切ではないと、私も思います。

中澤補佐 アンケートについてご意見をいただきました。確かにアンケートは非常に難しいものだと思います。私どもも、今回のアンケートをするに当たりまして、JBAさんがこれまで2回やられた設問も参考にしながらアンケートを設定させていただいております。

それから定義の話が出ました。これについては、私どものほうでアンケート調査の際に、CBD、名古屋議定書で使われている定義について説明した上で、これに基づいてご回答をいただきたいと、そういうような設問で伺っております。

アンケートの配布先については、企業については2,000社、関連する業界にもお願いし、研究者向けについては、30ほどの学会のご協力を得まして、調査をしています。確かに、これが全てかということ、全てではないと思いますけども、とはいいいながら、ある面、現時点での遺伝資源の現状というのを切り取っているものと言えらると思っています。過去のアンケートの比較とか、評価についても、これからしてみたいと思っているのですけれども、そういったことについてはまたいろいろと委員の先生方のご知見などもいただきながら、整理をさせていただきたいと思っているところでございます。

磯崎座長 このアンケートで何かを決めるということではなくて、参考資料として出ていること。それから、いま中澤さんからも指摘があり、炭田委員からもありましたが、これまで類似のアンケートがここ 10 年くらいで何回か行われていますので、その間の比較・評価とかができればと。ただ、いずれもベースの点で問題があると、評価がどのような意味を持つかという、その問題ももちろんあるかと思えます。

もう一方で、アンケート調査には、名古屋議定書や関連する制度や状況についての普及啓発の役割もありますので、これを通じて、例えば一番最初の項目にある認知度や、考えてもらうというきっかけという役割も出てくるかと思えます。いずれにしろ、このアンケートは報告書の中では参考資料として、この項目の 3 のベースのところを考えるという位置づけで考えたいと思えます。

いまのアンケートの関連で、ほかには、どうぞ。

丸山委員 このアンケートは非常に興味深い内容で、拝見させていただきました。特にいま座長のほうからご指摘がありましたけれども、最初の項目の部分、遺伝資源へのアクセスの手引きについて「聞いたことがない」が、企業が 72% という出発点で始まっておりまして、後ろのほうでは、非該当が 500 や 400 件を超えているということで、実際に回答している方たちが十何名しかないという状況でもいろいろ意見が出ています。やはりこのアンケート自体、その非該当を除いた部分の意見をどのように切り取るかとは、解釈上、非常に難しいのではないかと。

むしろこれを見て、まだまだ普及啓発ということが第一義的に必要な状況にあるのではないかと思えました。

磯崎座長 ありがとうございます。それでは、そのような位置づけで考えていただきたいと思えます。では、続けてお願いします。

辻田係長 それでは、資料 2 に戻りたいと思えます。

4 の「名古屋議定書に対応した国内措置のあり方」というパートが、報告書の主要な内容となります。報告書では、このパートにおいて各論点についていただきましたご意見のポイントをまとめることを考えています。

以下は、これまでにいただきましたご意見から主な要素を抜き出したものになります。

(1) 遵守に関する国内措置の基本的な考え方については、まず、提供国の ABS 法令等を遵守した適正な利用の確保を行うことを目的として、それをもって提供国からの信頼を確保し、国内利用者による遺伝資源等の円滑な取得に貢献すること。また、バイオパイラシー等の謂われのない非難を防止すること。国内措置は、国内の関係者から支持され、かつ、国際的にも合理的な説明が可能なものとする。また、現実的かつ分かりやすく実際的なものとする。

また、EU 等の主要先進国の国内措置との整合性の確保に留意すること。この部分ですが、例えば EU で求められている情報の種類と国内で求められている情報の種類が異なると、日 EU 間で遺伝資源をやりとりするときに支障が出る可能性がある、そのような事態はできるだけ避けてほしい、とのご意見があったことから、このような記載としております。

(2) 遵守に関する国内措置の適用の時期と範囲については、議定書が我が国で効力を発生後、すなわち名古屋議定書発効後であって、国内措置の施行後に、議定書第 6 条 3 項を実施する他の締約国で取得されたものを対象とすること。遺伝資源等の利用の現状や既存の国際的な制度枠組み等との整合性の確保に配慮すること。

「利用の現状」と書いておりますが、この部分にはいろいろな意味を含めていまして、これまでの検討会でもご議論いただきましたヒト遺伝資源や病原体、コモディティの扱いなどの多くの課題をこの骨

子案の中では包括して、このような表現とさせていただいております。

(3) チェックポイントに関して、monitoring の趣旨は、「適正に履行されていることの確認」であること。なお、検討会の中では、議定書第 17 条のタイトルになっています「monitoring」という言葉については、日本語でも「モニタリング」という意味合いで捉えるべきとのご意見がございましたが、関係省庁の会議の場で、外務省より、議定書においては、より強い意味合いを持つ「監視」という概念で用いられていると解釈される、そうした解釈に基づいて、2011 年 5 月に議定書に署名を行うための閣議決定の際に添付した議定書の仮訳文でも「監視」と訳している、との指摘がございました。そうした指摘も踏まえて、ここでは monitoring の趣旨は、「適正に履行されていることの確認」という表現とさせていただいております。

2 ポツ目では、利用者から収集する情報は、ABS-CH で扱う情報との整合を図りつつ、必要最小限のものとし、秘密の情報については保護すること。特許や医薬品、品種登録等の承認審査等には影響を及ぼさない方法で確認を行うこと。

不履行の状況への効果的な対処については、国際的に合理的な説明が可能な措置とすること。問題に対しては、まずは利用者には是正を求める措置とすること。

(5) 国内 PIC 制度につきましては、現時点で、国内 PIC 制度が存在しないことによる顕著な弊害は未確認であること。仮に国内 PIC 制度を導入した場合、国内の利用者による遺伝資源等の取得を妨げ、国際競争力をそぐ懸念があること。ここについても、外務省より指摘をいただいております、「国際競争力をそぐ懸念」という書きぶりは、PIC 制度を導入する場合に内外差別を行うことができないというような前提で書かれていると思われるが、本当に内外差別を行うことはできないのか、国民に対しても同じように規制せざるを得ないのか、きちんと論証する必要がある、との指摘がありました。この点についても、整理をしていきたいと考えております。

3 ポツ目です。国内の遺伝資源は生息域外ではコレクションでの保存が進められ、生息域内では保護地域等での保全が行われている状況にあること。

4 ポツ目、我が国の現状を踏まえると、伝統的知識の措置を講じる必要性は低いのではないかということ。ここで「我が国の現状」というのは、日本の先住民の方が、固有の遺伝資源に関連する伝統的知識を守り続けていくというような事実がなかなか確認されないという現状でございます。

その次、伝統的知識は尊重されるべきであるが、その定義が未定であり、制度運用上の実現性、実効性の確保にも課題があること。また、国内 PIC とは別の制度になるかと思いますが、日本で取得された遺伝資源であることを証明する仕組みを検討する余地があること。

(6) としまして、普及啓発と適正利用の推進について、名古屋議定書に関する普及啓発を促進し、業界ごとに相談窓口を設置することが望まれること。

報告書ではこのような構成や、概ねこうした内容で記載することを考えております。説明は以上です。

磯崎座長 骨子案、資料 2 について、何か。それでは、炭田委員。

炭田委員 複数あります。

まず、資料 2 の 4(1) の 3 ポツ、「バイオパイラシー等の謂われのない非難を防止」するということですが、生物多様性条約及び名古屋議定書にはバイオパイラシーという言葉は出てきません。この言葉は、NGO や特定の国の方が使われるのを耳にしますが、その方なりの意味で使っているようす。必ずしも不法行為を指すのではなく、明確な定義はありません。NGO によるバイオパイラシー非難はしばしばメディアを通じて先進国の企業に対してなされますが、そういうことを言わせないように防止するということは、言論の自由の問題もありますから容易ではないと思います。またそれは、国内措置の目

的ではないと思います。

資料2では、バイオパイラシーの代わりに、「不正取得(misappropriation)という謂われのない非難の防止」とすれば、企業や研究者は自ら法令順守をし、責任ある行為をしましょうということになる。それならば、政府の措置の目標にはなり得ると思います。以上がまず第1点です。

磯崎座長 「不正取得」も使ってしまうと、それがあったという前提になってしまいます。ここは、「謂われのない非難を」というポイントですので、「バイオパイラシー」という言葉による別の問題があるとしたら、この「等の」が要らなくて、「謂われのない非難を受けないように」という、中身としてはその趣旨ではないかと思えます。

炭田委員 COP11の時に、NGOの活動家が生物多様性条約の発効する何年も前に行われた行為に関して、国名や企業名を明示して、バイオパイラシー非難のペーパーをCOP11会場のロビーで撒いていました。名指して非難されたのは欧米の有名企業でした。非難された企業にとっては、これは「バイオパイラシー等の謂われのない非難」です。そのNGO活動家が信念で非難しおられるのなら、それを防止するという事は容易ではない。民主主義とは、そういうことも抱えたまま、正しい方向を目指して行くしかないのかなと思えます。名古屋議定書の全く範囲外の件で、「バイオパイラシー非難」は今後も起こると思えます。

この検討会は名古屋議定書に係る国内措置のあり方を検討するのが目的だから、ここで使う資料の文言は名古屋議定書で規定されたものを使うよう注意するべきと考えます。もしこれを混同すると、いわれのない規制に発展するおそれもある。他方、我々はきちんと法令を遵守する決意で自主的な努力を続けているということをご了解いただきたいと思えます。

磯崎座長 わかりました。いまのところは、要するに、誰かが何かを言うのを防止というよりは、そういう、言われぬような状態を企業側でつくっていくという、あるいは、それをバックアップできるような制度にするという、意味ですね。

炭田委員 はい。

小原委員 「基本的な考え方」というところで少し申し上げたいのは、いまのこととも関連しますが、ちゃんとやっているということをするのはよいのですが、そのために過剰防衛になるというのはよくなくて、先ほどのアンケートでありましたが、研究者はまだ全く知らない状態です。まだ啓発が必要だし、研究開発、あるいは応用の現場に影響を及ぼさないということは、後のほうには書いてありますが、基本的なところは、これまでの議論でどうだったのでしょうか。例えば学術研究というのは、もちろんMTAやいろんなことはきちんとかぶせます。本当に商業的なことになったときは議論をするということは担保されているので、線が引きにくいから難しいかもしれませんが、学術研究、あるいは基礎研究段階は外すとか、そういう思い切ったことはしてもよいのではないかと思うのですが。

つまり、基本的な考え方の中に、この国の成長戦略というか、基礎研究力を妨げないということがあって、その上でも、海外からはきちんから見られるという体制をつくる、というような戦略があってもいいような気がしますが、いかがでしょうか。

中澤補佐 「外す」というのは、何から外すということでしょうか。

小原委員 この対象にしないということです。

中澤補佐 国内措置の対象にしない。

小原委員 国内措置の。いろいろな定義はこれから議論があると思うのですが、遺伝資源の利用とか、そういうところで、結局、モニタリングとか、いろいろな手間がかかってくるわけですね。それはもちろん特許化とか商品化になったときにはきちんとしていくべきですけども、その前の段階のところはかなり

緩くするとか、そういう配慮があってもよいと思うのですが。

中澤補佐 いまほど、小原先生のほうも、これまでも PIC、MAT を取られて、研究者の方もきちんとやられているということで……。

小原委員 機関間の契約もあるので必ずしも PIC という形ではないかもしれませんが。海外の場合、やりとりするときは共同研究であったりしますから、それをさらにかぶせていくというのは、なかなか理解しがたいし、先ほどのアンケートにありましたけれども、これをさらにやったときにはもう大混乱になります。

ちょっとすみません、ややこしいことを言ったのかもしれませんが。

磯崎座長 問題はそこについて定める権限は、提供国側の国内法令によるということです。各国がこうしてほしいという要望はできたとしても、提供国がどのような、つまり学術研究と商業利用とを明確に分けて、学術研究には規制管理をしないとか、あるいは、非常に緩い規制管理をするとか、そういう法律をつくるかどうかわからないということです。

小原委員 提供国のほうはそうだと思いますが、これは国内措置のほうですね。

磯崎座長 はい。

小原委員 国内措置でそういう考え方を出してもよいのではないかと思うのです。

磯崎座長 国内措置は提供国の国内法の効果、遵守をどうするか、ということなので、日本の資源について学術研究と商業利用とをどうするか、それは国内 PIC のところの話になります。外国から輸入する外国資源を日本で学術研究に使うというときは、提供国の国内法令によらないといけないので、提供国の国内法令が分けていないときに、日本でそれを分けることができるかどうか、その問題があります。

小幡委員 名古屋議定書にも、「非商業的利用に関しては簡素な」という条項があると思うのですが、このことはずっと言ってきましたが、議論ができてなかったというのは事実なので、今後議論すればいいと思います。1点、いま提供国の法律、ABS 法によるとおっしゃっていますが、この場で提供国の厳しいところから緩やかなところ、さまざまありますが、その提示はまだないと思うのですね。非常に厳しい ABS 法を既につくっているところがあれば提示していただかないと、私たちはどこまで守備範囲を広げているのかわからないのですね。そのあたりの情報はありますか。

確かに、EU 等のハーモナイゼーションが必要だというのはそのとおりなのですが、提供国側の ABS 法の情報はどの辺までいまあるのでしょうか。それを知らないでいろいろ議論しても仕方がないというような気がするのですが。

中澤補佐 名古屋議定書に関して言えば、まだ対応した国内措置、提供国措置はなく、CBD に対応した提供国措置について、第 4 回のときに、いまある主なものとしてご説明をさせていただいているところです。炭田先生のほうがお詳しいかもしれませんが、フィリピンとかが最も厳しいとか、インドとか、そういうような話をさせていただいています。

磯崎座長 先ほど触れられた、簡易な方法を考慮するというのは、各締約国に対する考慮義務にとどまっていますので、それぞれの国が考慮した上で、どんな法律をつくるかは、それぞれの国が決定することができますので、必ずしも簡易な制度になるかどうかはわからないということです。それから、名古屋議定書に基づいた国内法措置というのはまだ整っていません。ただ、わからないで何をすることもできないという話にはおそくならない。

というのは、遺伝資源に限らずですが、それぞれの国の国内法に基づいて、それぞれの国の中で、取得したり、契約したり、その国の法令に従うということを通常行ってきています。名古屋議定書の場合も、それは変えておらず、それぞれの提供国の国内法に従って、それぞれの国の中で、外国企業もそれ

に基づいて行動をする。そして、そのような行動が提供国の中で、提供国法に従って行われていたかどうかについて利用国側が確認をする、というのが名古屋議定書の考え方ですので、提供国の中で、提供国の国内法に基づいて行動するという点では何も変わっていません。それぞれの提供国がどんな法律を持っているかわからなければ行動できない、ということにはならなくて、どの国がどのような国内法であるかは、遺伝資源以外の場合でも、調べてそれに従った行動をとるという点で同じですので、そこに区別や違いはないということです。

中澤補佐 いまほど小原先生のほうからいただいたご意見、学術研究の話は、これまでもこの議論の中で、いろんな形でご意見を、学術研究への配慮という形でいただいています。

例えば、考え方の整理として、EUは、15条、16条の、提供国においてPICを取って、MATを取って、そういった遺伝資源をEUの域内で利用することとなるような措置として、届出という手続を要している。ただ、その届出のタイミングが、商業化の前まででいいよということなので、そういう意味で学術研究の方にかなり負担を軽減していると。そういうようなやり方というのは今後あると思うので、4(1)であるEU等との整合性とか、そういったところからも考え方は整理されていくのではないかと思います。

ただ、繰り返しになりますけれども、先ほど磯崎先生のほうから補足がございましたが、基本は提供国の手続に従わないと、それこそ、バイオパイラシーという言い方が適当なのかどうかわかりませんが、そういった謂われのないというか、相手国の、郷に入っては郷に従ったことをやる必要があるということが前提になるということだと思います。

小原委員 それは了解いたしました。いまおっしゃったように、あとの手続についてですね。簡素、あるいは実際的と書いてあるのは、そういうことだろうというふうに解釈される、そこは基本的な考え方で確認をさせていただきたいということです。

小幡委員 しつこいようなのですが、この「基本的な考え方」の一番最初のポツが、提供国のABS法等を遵守した適正な利用の確保ということで、いま伺っていると、ABS法がまだないとなると、適正なことをやらなくてはならないのは当然でありまして、これは何でわざわざ示してあるのか、よく趣旨がわからないところがあります。それを国内措置でやるという意味がわからない。

中澤補佐 このところは、これまでもご説明させていただいたABSの基本原則、要するに提供国の法令をきちんと遵守して取得しないと、いろいろと指摘されることになるし、場合によってはmiss-appropriationになるかもしれない。だから、(1)の最初のポツというのは、最も基本的なことをご説明させていただいているということですのでけれども。

牛場室長 ご指摘のところは、4(2)で後ほどご説明いたしますが、「遵守に関する国内措置の適用措置の時期と範囲」ということで、ここで、「議定書が我が国で効力を発生後、議定書第6条3項を実施する締約国で取得された」と、提供国の法令等に基づいて取得されたものという、その前提をここで書かせていただいております。

磯崎座長 小幡さん、いかがですか。

小幡委員 考えてみます。

磯崎座長 最初の文の最後についている「確保」というのは、名古屋議定書の中で、利用国にそういう措置をとることが義務づけられている、提供国のABS法令等を遵守した適正な利用が、利用国の中で行われるようにする措置をとること、です。ですから、利用国側で提供国の国内法令が遵守されているかどうかを確認するという義務が、名古屋議定書で初めてつくられています。

浅間委員 いままでの議論の中で、磯崎先生の言われるとおり、ABSの趣旨として国内法でやってい

くんですよということは、タイトルとすれば非常にわかりやすいお話なのですが、例えば実際のところ、提供国の国内法がどういったものになるのかというのが、強弱が当然あるわけですね。議定書に、まだ解釈が十分でなく、各国でも多分解釈が違うようなところで、相手国の国内法が決められていった場合に、我々が受ける影響というのは当然強弱があるわけです。その強弱に応じて国内法がどういうふうに対応できるのかというところが、やっぱりちょっとわからないので、どうしても議論をすれば、相手国のカードを見てからでないと、やっぱりつくりにくいですよ、という考え方はどうしてもあるんですね。

磯崎座長 厳しい国であれば、日本企業がもしその国へ行ったら、厳しいのを受けないといけませんよ。緩い国に行く場合は、その国の法令が緩ければ緩くなる。それと同じで、その強弱に応じて日本の中で変えるというわけにはいきませんので、厳しい国の国内法令であれば、日本で確認するときも、その法令に合っているかどうかを確認するだけです。緩い国の法令であれば、緩い国のその規制に合っていたかどうかを確認するだけです。

浅間委員 緩い、きついで言うとそのとおりでして、相手国の国内法に従って我々はこうしなくてはいけない、それは事実だと思います。あとはその程度問題がございまして、これは ABS 法ですよという名のもとにいろいろな措置がとられてしまった時に、それを本当に企業側が履行しなければいけないのかもしれませんが、さかのぼって我が国でモニタリングまでされるということに関しては、一定の危惧は持っておりますので、いまのところ法律上では解釈できるということであれば、それはそれで結構です。

藤井委員 1点お願いなのですが、先ほど製薬協の加盟会社で、つい最近、遺伝資源の研究をやめるというような会社があったとお伝えしたところですが、この名古屋議定書は遺伝資源のアクセスと利益配分に関するもので、要は、遺伝資源の利用をすることによって、人類のために遺伝資源を利用していくのだという、我々産業界から見れば、遺伝資源の利用を促進する、そのためにこういうことをやっているんだというような文言をどこかにぜひ入れていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

寺田委員 この4(1)の「基本的な考え方」の最後から2番目の「現実的かつ分かりやすく实际的」というのは大変ありがたいことなのですが、これまで申し上げているように、植物のほうは、交雑して子孫ができて、いろいろ拡散していきます。対象となりそうなものがたくさん増えていくので、それが遺伝資源であるのか、遺伝資源でないのかということがよくわからないと、遵守しようとしても非常に難しいという問題ができています。市販品種や中間的にできてくるようなたくさんのもものが、遺伝資源に該当するのか否か提供国の法律によるということになると、非常に複雑な話になってしまうので、そういうことがはっきりしないと、「現実的かつ分かりやすく」ということがどういうことなのかがよくわからないのです。

こういうように曖昧に書かれるのは確かによいのですが、今後の報告書というのは、これだけを書かれるのか、もしくは、いままで私が申し上げたように、植物は子孫などが拡散していくので、モニタリングやトレースが非常に難しいということ、そのようなことは報告書でどのように反映されるのかということが非常に知りたいのですが、いかがでしょうか。

中澤補佐 今回、ご提示させていただいたこのものというのは、スケルトンでございまして、私どもで1回目で論点整理させていただいた項目について、議論は一巡したということだと思って、その議論をいただいた中身、それから今後ご議論いただく中身、それをもとに、このそれぞれの項目の中で肉づけをしていくと、そういうことで作業を進めたいと思っています。

ですから、いま寺田委員がおっしゃられたような中身、これまでもそういったご意見をいただいていますので、いただいたご意見を踏まえて、この骨子でご提示させていただいたものに肉づけをしていく、そういう作業になります。

磯崎座長 いまの特に4(1)は、基本方針や基本の考え方という、この報告書、あるいは国内措置を考えると一番基本的な項目だけを並べています。例えば、「現実的、分かりやすく、实际的」で、それをどのようにするかという中身は、後ろの分類の中に出てきます。そういう意味で、ここを明確に、あるいは具体的に書くというのは、この4(1)では難しいので、ここではこのような書き方として、それを受けて、後ろの項目で具体項目を示すという位置づけとして理解していただければと思います。

小原委員 関連して。さきほどちょっと聞き方が悪かったかもしれませんが、まさに先生がおっしゃったように、「現実的かつ分かりやすく」という部分は項目ではないですね。これは基本的な考え方だから、先ほどおっしゃったような派生物もあるし、基礎研究であればいろいろなものがありますよね。産業のこともある。そういうものを阻害しないのだという方に持っていきたいということが基本的な考え方でよいのでしょうか。

磯崎座長 はい。

小原委員 もちろん、最初にあったように、遵守しないといけないことは明らかで、向こうの法律があるのだから、それはもう当然のことですけれども、そのチェックの仕方をどうするかというところで、阻害したり、しなかったりするわけですから、それはそうしないのだと。ぎちぎちにするという考え方もありますけれど。ということですよ。

磯崎座長 はい。

小原委員 だから、そこに例えば「学術研究」とか、そういう文言を入れるということもあり得るのかなと私は思ったのですが、排除するということでなくてね。

磯崎座長 はい。では、炭田さん。

炭田委員 要するに、遺伝資源の利用者にとって一番知りたいのは、自分の分野で、国内措置に従って具体的に何をどうすればいいのかということです。これをはっきりイメージできる「現実的かつ分かりやすく实际的」なルールであるということですね。ですから、「それぞれの分野の遺伝資源の利用者にとって」という文言を「現実的かつ分かりやすく实际的」の前に付加すべきですね。

それぞれの分野の利用者にとって、「現実的かつ分かりやすく实际的」とは、何をしたらよいか明確で、実施にあたって過大な負担がないこと。そして、長い間行っているビジネス慣行、あるいはサイエンスの慣行から、可能な限り、乖離しないというか、それら慣行も踏まえて実際に実施できるという意味だと私は理解しています。

磯崎座長 そのほか、いかがですか。

炭田委員 別な話でいいですか。

磯崎座長 いま炭田さんが言ってちょっと気になったのは、これまでの慣行ですが、提供国の国内法令が制限する形になった場合は、これまでの慣行がその国については維持できません。さきほどの小幡さんとの話とも同じですが、提供国がどんな法令をつくるかに左右されるということとは歴然としてあります。

二村委員 全体的な話なのですが、先ほど外務省の方もおっしゃっていたように、定義が非常に曖昧な言葉があって、いまお話に出ていた学術研究と、商業的利用と非商業的利用の線引きというのが、実際に契約交渉に携わっている場面では、それは本当に学術なのかという問題が結構あるんですね。うまく回答するすべがないので、できればこれについてもしっかりと線引きをご検討いただきたいな

というように感じます。実際に例としてそういうことが過去にありましたので、ちょっとご検討いただきたいということです。

それと、先ほど炭田さんがバイオパイラシーについてお話しされていまして、おっしゃることはそのとおりだなと。さまざまな人が、さまざまな定義でもって「バイオパイラシー」という一つの言葉を使っているというのは、非常によくないことだと思うのです。しかし、その一方で、先ほどアンケートの調査で、「生物多様性」という言葉についての認知度がこれだけ低いということになりますと、やっぱりインパクトのある言葉をうまく使っていくことも、考え方としては重要なのではないかとこのように思います。

バイオパイラシーがよいかどうかはまた別問題として、逆に、バイオパイラシーというのはこういうことだという定義を、日本が定義づけをしっかりと、バイオパイラシーという場合はこれで、これ以外のことはバイオパイラシーではないです、というぐらいのものを、逆に日本が提案していくぐらいの考え方があってもよいのではないかと思います。バイオパイラシーというのは、やはりちょっとひとり歩きしているにせよ、かなり新聞等のメディアで出てきていますので、むしろそれをはっきりと、ここまでがバイオパイラシーで、これはバイオパイラシーと言うのはおかしいということは、考え方として出していったらよいのではないかと、私は、普及啓発をやっているわけではないですけども、できれば使えるようにしていただけたらありがたいなというように思います。

磯崎座長 1点目の学術研究の定義ですが、これも提供国の国内法がどう定義するかが一番基本になりますので、日本側ではあまりいじれないという部分になります。

では、北村さん。

北村委員 私はたくさんありませんので、一つだけ。いま磯崎座長からもご指摘があったのですが、これは、ルールは日本でつくれないということですね。外国がルールをつくるということが大前提ですね。ただ一つ、国内法の制度設計のときに気になりますのが、外国がつくったルールを日本国でちゃんとコンプライアンスしてくださいというときに、例えば、そのルールが必ずしも明確でなかったときに、読み込んで、学術的なものはちょっとエグゼンプトしましょうというようにつくったときに、外国から、いや、そういう趣旨ではないですよと、全てカバーするんですと。こうなるときには、また国内法を変えるということが、議定書の枠組みの中に想定されているのかどうか、これを確認したいと思います。

もう一つは、いわば国内法の仕組みというのはカートリッジを入れるようなもので、そのカートリッジは、A国、B国が自由に使っている、それについてフルコンプライアンスをすると。これが国内法の制度設計だというようにしているのですが、これからも議論を進めるときに当たっての確認で、座長が多分一番詳しくご存じだと思いますので、ちょっと教えていただけないでしょうか。

磯崎座長 いじれないところと、いじれるところがあるという、その理解でいいかと思います。例えば、既に提供国の法令であっても、この範囲内であるというのは、4(2)でも触れています。議定書の中、あるいは条約の中で、どこまで利用国側で裁量権を行使できるか、あるいは選択の余地があるかということは書かれていて、明確に書かれているところ、例えば遡及適用。提供国の国内法令がたとえ遡及適用を書いている、議定書は遡及適用をしないと言っている、提供国法令をそのままではなくて、その部分は利用国内では関知しない。あるいは、派生物は少し問題もありますけれども、法令で派生物まで書いてしまっている国でも、議定書では対象にしていけない。こういうときに、国内法令を利用国でどう受け取るかは選択の余地があるというようなことは、明確に除外できることと、解釈の点で除外できることと、それから、先ほどのように除外できないこととを分けて考えることができます。その場合、下から三つ目の点にあるような、国際的に合理的な説明ができるかどうかにかかってきます。で

すから、ここは議定書の何条に基づいて除外することができる、という説明や、あるいは解釈上これは除外できる、という説明が、国際的に納得できるものであれば、国内措置で差別をつけることは可能です。

丸山委員 資料の構成について確認させていただきたいのですが、資料 2 と 3 で、例えば先ほど話があった、「現実的かつ分かりやすく实际的」というのは、資料 3 のほうの「現実的かつ分かりやすく实际的」で 三つありますが、この 三つが内容として含まれるという理解でよろしいでしょうか。

磯崎座長 いまの質問のところは、この右側の 三つからエッセンスを出して「現実的、分かりやすく、实际的」とまとめたと。右側の は、この委員会の中での発言ですので、この三つの発言のエッセンスが、この「現実的、分かりやすく、实际的」という整理をしているということです。

丸山委員 その中に含まれるというように理解してよろしいわけですね。

磯崎座長 はい。

牛場室長 資料 3 は、いままでのご議論の意見をまとめさせていただいたものです。本日いただいたご意見を踏まえて、次回、この資料 2 のスケルトンに肉づけをした形でお示しをしたいと。そこにご意見が含まれているかどうかということは、またその時点でご判断、ご意見をいただきたいと思います。

吉田委員 先ほどの丸山委員の質問と関連づけているので話させていただきますが、いま、骨子案の目次を議論している中で、黒ポツを話し始めたら、資料 3 と同じ中身の話に入ってしまったと思うのですが。進め方としては、資料 2 はたとえば(1)(2)(3)は、こういう流れでいいか、というようなことだけ確認して、資料 3 に入ったほうがよいのではないかという気がいたします。

つまり、ここに黒ポツで書いてあるものは、最初に環境省のほうで項目として書いたものであって、言葉が適切でないというご意見がたくさん出ておりますけれども、これは先ほど丸山委員のほうからもお話があったように、委員意見の中では、もう少し言い方として、こちらのほうがふさわしい言い方があるのではないか、という言葉も中にはございます。そういったものを含めていけば、合意できるような文面になっていくのではないかと思うのです。ここに書いてある中ポツの言葉を話し始めると、もう資料 3 の中身に入ってしまうと思うので。進め方として、資料 2 は骨子案の目次だけ確認して、中身に入るという流れのほうがよいのではないかと思います。

磯崎座長 いまそのように考えていたところです。炭田さん。

炭田委員 2点あります。1点目ですが、辻田さんが monitoring の趣旨について説明されましたが、名古屋議定書の日本語公定訳案では、monitoring は「監視」と訳されているという事実は承知していません。ただし、辻田さんのご説明のときに、「議定書においては、monitoring はより強い意味合いを持つ「監視」という概念で用いられていると解釈される」と説明をされたと思います。私は、外務省さんは条約の公定訳における前例との整合性上、monitoring を「監視」と訳したと単純に理解していました。つまり、日本語公定訳案がどうであろうと、実態は国連用語としての「monitoring」が意味するところに基づいて政府は対応しているはずだ、と私は理解していました。その点について外務省さんにご説明をしていただきたいと思います。

外務省 monitoring の意味でございますけども、炭田委員ご指摘の点で、かなり厳しいものかどうかということのご質問がありましたが、議定書の署名の際の閣議決定の仮訳の審査の段階では、「監視」という形で訳されていまして、これはかなり強い意味合いで用いられているものだということで、検討されたというように考えております。

そういう意味では、ここの部分も monitoring の趣旨は、「適正に履行されていることの確認」という

よりは、むしろ、当方のほうでは、「適正に履行されていることの監視」と言ったほうが適切ではないかということで考えているところです。

炭田委員 それは、何か文章で残されていますか。

外務省 それについては…

炭田委員 議定書英語版の monitoring に関して、英語を母国語とする国あるいは英語に非常に通じた(欧州のような)国が解釈する monitoring と、と、我が国政府が解釈する monitoring の意味に乖離があり、我が国政府の解釈がより強い規制的な意味を持つとするならば、これは結果的に、日本政府が自国民を相対的により強く規制することになり、サイエンスや産業活動の息の根を弱め、日本の国際競争力を弱めることになると懸念します。もちろん、これは最終的には、閣議や国会で詳細に議論され決められるものであろうと承知しています。少なくとも現時点で、日本語公定訳案における「監視」は前例との整合性に基づいて訳したのではなく、意図的に我が国政府がより強い規制的な意味を持つものとして解釈したためである、とするならば、その決定をした公式の手續の記録文書を公表して頂きたいと思えます。

私は、国連用語である英語の monitoring を、国際的に各国がどのように解釈しているかを調査して、その結果を考慮に入れて、我が国も国際的に整合性のある解釈をするのが本来の筋だと思います。

浅間委員 資料3に進んでいただくという前提で質問させていただきますが、先ほどの北村先生からのご質問で、磯崎先生がお答えいただいた内容というのは非常に大切と考えております。いわゆる相手国のルールが、そもそも生物多様性条約、もしくは ABS の対象外だった場合は、我が国における国内法のあり方というのは、少し程度を変えることができる、ということで私は理解いたしましたけれども、そのこと自体を、できればこの国内措置の「基本的な考え方」の中に入れていただけると非常にありがたいのかと思います。

小原委員 ちょっと関連してですが、北村委員の質問で、国内「法」という言い方をされていました。これは国内措置であって、法律になるのかわかりませんし、法律だとかなりきついし、変更が難しい。やはりまだ、相手がどうなるか、相手を見ないといけないという状況では、そういうことも含めた「現実的かつ分かりやすく实际的」というように。だから当然のように、「法」にしてしまうとしんどいかなというように思いました。

まだ、それは決まっていないのですね。

磯崎座長 はい。政策措置、行政措置、または法的措置。その三つのうちどれをとるかも、利用国がどう判断するかにかかっています。

小原委員 それは、その基本的な考え方としては、やっぱりここで議論しておくべきだと思います。どれが適当か、当面などのロードマップをつくって。

磯崎座長 そうしましたら、既に資料3も含めてという形になっていますので。

炭田委員 ちょっとすみません、資料2でまだ質問があるのですが。

磯崎座長 そうですね。では、どうぞ。

炭田委員 資料2の4(2)の二つポツがありますけど、三つ目のポツとして、「コモディティは範囲外とする」というのを追加していただきたいと思えます。コモディティを範囲から外すという議論はすでにされており、ほぼコンセンサスに近い状態であった記憶していますので。

磯崎座長 そのほか、項目とのかかわりでは、よろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、ここで10分ほど休憩をとりたいとおもいます。

炭田委員 すみません。まだあるのですが、後でまた質問できますね。

磯崎座長 わかりました。では、休憩の後にそれも含めて。

11時半から開始したいと思います。よろしくお願いします。

(午前 11 時 20 分 休憩)

(午前 11 時 30 分 再開)

磯崎座長 それでは、再開したいと思います。

資料 2 で、炭田さん、残りを。

炭田委員 資料 2 の 4(4) の二つ目のポツで、「不履行の状況への効果的な対処」で、「問題に対しては、まずは利用者に是正を求める措置」ということになっています。先刻、バイオパイラシーに関していろいろ申し上げたように、世界には、生物多様性条約あるいは議定書の完全に範囲外のことで企業や大学を非難する NGO 等はあるし、今後もなくならない。場合によっては、政府からの代表者が国際会議で、我々から見たら、不十分なエビデンスやデータを根拠に、先進国を公式の場で攻撃する文書で出すような国もあります。

そのような事実を念頭に置いて聞いていただきたいのですが、「問題に対しては、まずは利用者に是正を求める」と書かれると、何か問題が発生した時には、自動的に利用者呼びつけて、「あなたは何をしたのか」と詰問されるような状況が起こり得る、という印象を受ける。

ですから、問題が発生した場合は、国内で政府当局が相手国の国内法を含め客観的に事実関係を精査して、確かに利用者の側に問題がある可能性が高いと判断した場合には、その利用者に対して、最初に「これは直したほうがいいですよ」など指導してもしないのなら、次の措置をとるといえると思います。しかし、「問題に対しては、まずは利用者に是正を求める」というのは、利用者にとっては恐ろしい措置です。表現を修正して頂きたいと思います。以上です。

磯崎座長 ここは、何かの問題を指しているのではなくて、国内措置に対して不履行であるという問題がはっきりしているとき、ということです。不履行の状況に対して、どう対処するかということなので、不履行であるという問題がはっきりしている、それにどう対処するかです。

炭田委員 では、そのように修正して書いていただきたい。

磯崎座長 短めに書いているから。

炭田委員 そのように修正していただければ明確になります。

磯崎座長 はい。それと、過失があっても許されるということ正面から書くことにも、国際的に説明がしきれないところがありますので、ここの趣旨は、国内措置が定められていて、その国内措置を守っていないという問題にどう対応するかという趣旨です。すぐに処罰であったり不利益であったりではなくて、自主的な是正というステップを置くという、そのような意味で、文章的にいじれると思います。

炭田委員 もう一点あります。資料 2 の 4.(6) です。「普及啓発と適正利用の推進」というところですが、ポツとして、「名古屋議定書に関する普及啓発を推進」、および、「業界ごとに相談窓口を設置」と 2 点だけ書いてありますが、私は「名古屋議定書に関する普及啓発を推進」の後ろに「政府による円滑な海外資源アクセスの促進」ということを追加していただきたいと思います。そして、それら全部は例なので、「相談窓口の設置」の後ろに「等」を挿入していただきたい。通して読みますと、「名古屋議定書に関する普及啓発を推進、政府による円滑な海外資源アクセスの促進、業界ごとに相談窓口を設置等」となります。

補足説明させていただきます。環境省としては職掌として主に 15 条、16 条、17 条あたりに重点を置かれているのではないかと推察しますが、国内措置全体としては「持続可能な利用の促進」という条約

や議定書の目的も反映すべきと思います。例えば EU では、利用者ができるだけ煩雑な手続きに煩わされることなく海外遺伝資源にアクセスできるように、EU 当局として何をすべきかという精神が根強く底流に流れています。例えば、パブリックコンサルテーションの際には、世界の重要な資源提供国あるいは地域と EU の間で 2 国間の協定を締結して、資源アクセスを円滑化するというアイデアをどう思うかという設問を利用者に対して当局側が設定していました。その精神は EU レギュレーション案に盛り込まれており、例えば「EU 信頼コレクション」という制度を整備し、2 国間協定に基づいて由来と手続きの信頼できる資源を入手し、それを EU 信頼コレクションに保存する。利用者がそのコレクションにアクセスすれば、EU レギュレーション遵守していると見なす、という仕組みをつくろうとしています。我が国政府も、海外資源への円滑なアクセスを促進し、支援する政策を実施していただきたいと思います。これは議定書及び条約の目的に資することだと思います。

磯崎座長 そうしましたら、いまの点、資料 2 の項目ですが、同じような形で資料 3 も含めて議論をお願いします。

丸山委員 すみません、資料 2 でいいですか。

磯崎座長 はい。

丸山委員 資料 2 についてですが、先ほど炭田委員のほうからお話がありましたコモディティを範囲外とするということをつけ加えるという点に私も賛成です。

それから、(6)の「普及啓発と適正利用の推進」のところで、「名古屋議定書に関する普及啓発と推進、業界ごとに相談窓口を設置」、この部分だけ妙に具体的に書かれているのですが、これは何か意図があって書かれているのでしょうか。

私は、いきなり業界に振ってくるよりは、まず行政としてきちんとしたシステムをつくった上で、その中で業界というものを位置づけるという形をとっていただければと思います。

磯崎座長 そこはいいですか、事務局は。

中澤補佐 はい。

磯崎座長 政府がとる措置ではないですね。各業界がとる措置なので、業界の窓口はちょっと異質なことが入っているかもしれないです。

いまコモディティの話が出たので、これは繰り返しののですが、提供国の国内法令でコモディティをどう扱うかが定められているときは、原則としてはそれに従わざるを得なくなります。それも考慮に入れた上で、現実的、实际的というその範囲内で、利用国である日本側で何らかの技術的な措置がとれるのかどうか。それがとれるのであれば、可能になるということなのですが、基本は、提供国側がコモディティについてどう定めるかという、それを考えないといけない。その点をちょっと留意していただきたいと思います。

3) 国内措置のあり方に関する論点について

磯崎座長 それでは、資料 3 ですが、全体をやると大変なので、もう大分議論はされているのですが、1 ページ目の(1)ではどうでしょうか。資料 2 で(1)については既に議論が出てきていますが、先ほどの論議のように、右側の 趣旨、エッセンスを、「項目」という欄に文章化していますので、右側の とのかかわりで趣旨が十分生かされていない、この項目にはこのような書き方で、もう少し変える必要があるとか、そのような形の議論ができると思いますが、(1)についていかがでしょうか。

(なし)

磯崎座長 それでは、後で戻っても結構ですけれども、1ページ目下の(2)、国内措置適用の範囲、ここではいかがでしょう。

寺田委員 (2)のところ、これは資料3の「適用の対象について」というところがごそっと抜けているようになっていきますけれども、先ほど座長がおっしゃられたように、これは提供国のほうが決めることであって、日本側では決められないということなので、については、資料2のほうには挙がっていないという、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

磯崎座長 議論の中で、方向性などが出てきた場合は、それについてどのような形でまとめるかを考えれば、ということです。

寺田委員 資料3の3にたくさん意見が書かれているように、対象がどのようなものかということは、私どものような企業からすれば、定義も含めて、はっきりしないと、どのようなことをしたらいいのかわからないということになってきます。これは、非常に重要な問題がごそっと抜けていることになりま。日本の国内法では決められないにせよ、この辺をきちっと書けるものは書いていただきたい。先ほどのコモディティのことについても同じようにしてほしいと思うのですが、それは無理なのでしょうか。

磯崎座長 提供国の法令への要望のようなものと、書いてもあまり意味がなくなってしまうので、提供国の法令がある定め方をしていた場合、それと違うものを日本の国内措置で定めることに整合性があるかどうか、許されるかどうか、そのような形ができるかどうか。その可能性があれば書けるかと思。います。

わからないと、ということですが、先ほどと同じように、ある国へ行って遺伝資源の取得・売買に従事しようとする場合は、その国の法令に従わざるを得ないわけです。そのような行動をしている場合に、そこから帰ってきたときに、日本で不利にならないような国内措置は考えられるのですが、ですから、企業が何か活動をするときには、必ずそれぞれの国の国内法に従うという点は何も変わらないですし、そのように行動するという点しか、ある意味で名古屋議定書はそれ以上のことは求めていません。そうする、相手がわからないから行動ができないということにはおそくならないのではないかと思うのですが。

寺田委員 それについては、その下に「ITPGR-FA との整合性を確保」ということで書いてあるのですが、これはではなくて「その他」のところにあるのですが、このところで、私はかなり意見として申し上げたのですけれども、生物多様性条約とか名古屋議定書の枠組みで扱おうとすると、育種のような遺伝子について、どんどん子孫が増えていくという拡散するようなものの扱いというのは非常に難しい。できれば、ITPGR-FA であれば中間物などの定義等も明確ですので、このようにするとよいのですが、ITPGR-FA で全部の植物体が扱えるわけではないので、やはり名古屋議定書でも扱わざるを得ないと思うんですね。

そうした場合、ここでかなり述べたように、丸ポツがいろいろありますけれども、非常に複雑になる可能性がありますので、単に ITPGR の整合性の確保というようなことだけではなくて、具体的にどうするかということがある程度わからないと、種苗関係の育種をやっている業者としては、非常に対応に苦慮するということになると思うんですね。

あと、植物以外でも、牛とか豚とか馬とか、いろんな育種というのはあると思いますけれども、育種すると必ずこういうような変化していくので、オリジナルではない、派生物、というか子孫の扱いが遺伝資源としての範囲なのか、範囲ではないのかということがかかわってきます。これが全部提供国の国内法次第ということになってくると、いちいち自分が使う遺伝資源というものがどういうようなものなのかということはかなり調べないと不安だということになってくるので、この辺を何とかしていただきたい

いということなのですから。

磯崎座長 その場合、おそらく切り分けないといけないのが、ITPGR が決めていくべきことと、名古屋議定書で4条の4で明確になっていない事柄について、名古屋議定書の締約国会議で決めていくべきこと。この二つについて、日本が国内措置で先取的に決めるということが、できないわけではないのですが、それが適切かどうかという問題があります。

それから、やはりそれぞれの提供国で ITPGR と関連して、国内法において除外をするか否かは、最終的にはそれぞれの国の国内法で決めていくこととなりますので、話がまた戻りますが、それぞれの提供国が決めるべき内容を、日本の国内措置で予防として定めるというもおかしなこととなります。国際的な場合と同じですが、日本の国内措置で先取的に書くというのはできるかもしれないですが、相手国側からクレームがつけられたりしたときに、説明が十分できるかどうかという問題は残ります。

そのあたりを考慮した上で、指摘についての検討はできるかと思います。

そのほか、(2) について、吉田さん。

吉田委員 (2) に限らないのですが、資料2と資料3の整合性について伺いたいです。資料3のほうで、項目で括弧書きに書いてあるものが、資料2のほうには中ポツでは書いていないのですが、これは報告に入れないということなのか、それとも、入れるけれども、とりあえず括弧のないものだけを入れたということなのか。コモディティとか ITPGR とか、そこだけの議論の質問ではなく、全部についてなのですけども、せっかく議論したことは入れたほうが私はいいと思うのですが、それについてはどうなんでしょうか。

磯崎座長 この括弧の位置づけについてですね。

辻田係長 資料2のほうでは、とりあえずは全体像がわかるように主要なポイントだけをまとめるということで、割愛した部分がございます。それが資料3のほうに括弧で書いている内容になりますが、報告書の中ではもちろん取り上げていきたいと思っております。

小原委員 いまのことはすごく大事なことで、派生物にしるコモディティにしる、きちっと書いておかないと、法的に国内措置として有効かどうか、これはまた別の議論がありますけれども、我が国が進める戦略といいますか、基本的な考え方としては、こうだ、という立場があってもいいのではないのでしょうか。例えば派生物は除くべきと。日本国としては、外国に対しては派生物は除きますよということはあるわけですね、日本の遺伝資源に関しては、そういう立場をはっきりさせておくというのはいいと思うし、相手国はもちろん厳しいことをする国はあるかもしれませんが、それはしょうがないことですが、そういう基本方針は書けないのですか。いまの括弧のところは、それが全部ことごとく抜いてあるような気がいたします。

磯崎座長 いまの、例えば派生物のところでは、15条、16条の遵守なので、提供国が派生物を国内法上どう位置づけていくか、それにかかわります。日本の遺伝資源をどうするかというより。

鈴木委員 いまの小原先生がおっしゃったのは、日本がお手本を示して、というような感じですね。

小原委員 はい、そうです。

鈴木委員 そうすると、逆にそれは日本のほうを規制してしまうことになるので、一番初めに申し上げたように、やっぱりさじ加減というか、駆け引きというか、そういうことが出てくるけれども、日本を規制するのが本来の目的でなくて、外国の規制に対する、日本が、管理すると言うとよくないですが、いわゆる円滑に促進するための見せ方というんですかね、そういうバランスなんですね。ですから、そういった相対される形ということとは違うような気はしますけれども。

中澤補佐 いまの小原先生からいただいたご意見は、議定書に則して、頭の中も整理したいと思うの

ですけども、議定書では、例えば 15 条、16 条の中で、自国の管轄内で利用される遺伝資源に関して、取得の機会及び利益配分に関する、PIC を取って、MAT を設定しなさいということで書いています。そういうこととなるような措置をとりなさいと書いている。

小原先生がおっしゃりたいのは、ここに書いてある 15 条のとおり、遺伝資源に関してちゃんとやりなさいということなのだから、派生物に関しては除外されていますよとか、そういうことをここできちんと言うと、そういうご趣旨でしょうか。

小原委員 先ほどのご意見もありましたけど、派生物の扱いは、もう相手国次第ということになるのですね。

中澤補佐 PIC とか MAT で派生物とか 何が派生物になるかというのは相手国次第ですけども、相手国がそこまで対象にするということであれば、そういうことになると思います。ただ、15 条では、遺伝資源に関してきちんとしなさいと、そういうふうに書かれている。

小原委員 ちょっと整理させてください。

磯崎座長 いまの説明は、遺伝資源の場合は、機能的な遺伝の単位がないといけないので、派生物のうちで純粋な化学物質の場合は、自己複製の機能単位ではないので、それは「遺伝資源」という定義の中には入ってこないということです。ただし、派生物であっても、自己複製能力のある派生物、その場合は、同じ「派生物」という言い方でも遺伝資源に含まれますので、そちらは遺伝資源です。ですから、あくまでも自己複製の遺伝的な機能単位を有している派生物、その場合だったら、15 条、16 条の対象になります。

それぞれの国がどのように派生物を定義するか、それは国内法のレベルではそれに従わないといけないですが、名古屋議定書に基づいて利用国がその法令遵守の確認をしようとするときには、遺伝資源だけであって、遺伝的機能単位を持たないものは対象にしないと言うことは可能です。ですから、日本の国内措置では、遺伝資源以外は対象にしませんという、その言い方で...

小原委員 遺伝資源の定義も日本国内で規定可能。

磯崎座長 遺伝資源は条約...

小原委員 その解釈が結構微妙だと思うのですが。

牛場室長 国内措置としてどういうものを扱うかというところは、環境省としてできるだけ絞り込みたい。今回、可能な範囲で絞り込みたい。提供国法令は縛れませんので、それを国内でどうチェックするかというところの議論については、可能な範囲で絞り込みを今回させていただきたいというふうに考えています。

ただ、これは議定書の関係ですとか、関係省庁との相談もあるのですが、次の報告書の文章の中で、可能な範囲でそこら辺が見えるような形でまとめていきたいというように思っています。

小幡委員 もうちょっと説明していただきたい。国内措置はなるべく絞り込みたいけれども、所詮は相手、提供国の法律の定義によるということですね。国内措置で絞り込みたいというのはどういうことなのかよくわからないのですが。

中澤補佐 要するに、議定書以上の、もしくは条約以上のことまで求めている場合については国内措置の対象にはしなくてもいいのではないかと私も思っているところです。だから、その範囲を、絞り込みという言い方になるかもしれませんが、要するに提供国がここまでやれと言ったら、それはその国ではその法律に従わなくてはいけないのですけども、議定書では 15 条、16 条で、これをきちんとやりなさいというふうに書いてある。それでまた、その遺伝資源の利用というのは議定書にもきちんと書かれている。だから、その範囲内でやるということになるとの趣旨です。

小幡委員 入ってきたとき、チェックポイントでチェックするときは、どうするのですか。要するに遺伝資源といっても、小原さんが言ったように、いろいろな解釈があって、広いのも狭いものもありますし、そのときに、国内措置、ここで例えばここまで読みましょうといったら、それで行くということで、相手国のことを考えなくてよろしいということ国内措置で決めるのですか。

中澤補佐 繰り返しになるかもしれませんが、提供国が PIC とか MAT の対象にするというのは、それは提供国の考え方です。だから、もし相手国がいろいろと幅広いところまで PIC を必要とするとか、MAT を必要とするとか、そういうことというのは相手国の裁量です。逆に言うと、日本もそういうことができるかもしれないのですけれど。

一方で、議定書では、遺伝資源を自国の管轄内で利用する場合には、PIC を取って、MAT を設定することになるような措置をとりなさいと。その「こととなるような措置」ということで、例えば EU ではいま届出という制度を設けることによって、ちゃんと PIC を取らせるとか、MAT を取ってもらうというようなことをやっているという理解しているのですけども。

ただ、15 条で言っているのは、あくまでも遺伝資源の利用に関してというところでは言っているので、それ以上のことに対してもし求めている国があったとしても、議定書では遺伝資源の範囲内に絞り込んでいると、そういうことが言えるということです。

小幡委員 そうすると、例えば先ほどお話のあった monitoring という単語ですけど、monitoring を、我が国がするとしたら、最小限のことしかしませんよとおっしゃっていると理解しているのですか。

中澤補佐 その国内措置、その「こととなるような措置」ですね、15 条、16 条でいう「こととなるような措置」をどういう形で設定するかというのは、それぞれの国の考え方になると思います。それで EU は、いまはいろいろと議論があるようですけども、「こととなるような措置」としての届出というのは、例えば商業化の前に届けてもらう、出してもらう、そういうことで PIC が取られて、MAT が設定されることとなるよう確保している。

日本でそれをどういう形でやりましょうかということ、どういう形がいいのかということ、いままさにご議論いただいている。それを我々が受けとめて、どのような形で名古屋議定書が締結できるかを整理していきたいということです。

小幡委員 そうすると、提供国で幅広いものがある、それを我が国に持ってきて利用するときは、国内措置で決めた、この幅の狭いものだけをモニターします、もしくは報告します、チェックしますという理解でよろしいのでしょうか。

磯崎座長 前のところで触れたように、議定書が除外しているところをまず除外できる。もし提供国の法令が広すぎる場合は、議定書のところだけにまず除外、絞ることができます。それから、議定書が明確に除外していなくても、解釈上可能性があるところについて、利用国側が国際的に説明できるというところであれば、そこについても絞ることができる可能性があります。

それから、いまおっしゃっていたように、あるいは 4(1) の後ろのほうにあった実際的で現実的だという、実際の商業行為や研究行為などのところで現実性があり、あるいは逆に、現実的でなく実際的でなくというようなものを外すことができれば、それでさらに絞ることも可能です。ただし、その場合も、国際的に、なぜこれを外すのか説明が必要という、そういう位置づけでいいかと思います。

小原委員 さきほど座長先生は、自己複製しなければそれは遺伝資源ではないとおっしゃいましたが、これは国際的にそうなのですか。

磯崎座長 はい。条約の定義で。

小原委員 そうすると、タンパク質とかそういうものは関係ないのですね。

炭田委員 タンパク質は遺伝資源ではないです。

小原委員 あとは、その解釈ができるかどうかというのは、どこで決まるのでしょうか。国際的に説明できるかどうかということは、

磯崎座長 一部あやふやなことが少し入ってきますが、それは名古屋議定書の第 2 条で、「遺伝資源の利用」という定義があって、その定義で、遺伝工学的な技術だったり、その派生物であったりについてというような書き方がされていて、その解釈をどうするかで、開発途上国側は広い解釈をそこに当てはめる、という主張はしています。ですから、そこは一部意見が残っているところではありますが、条文の定義によって、遺伝的機能単位を含まないものというので外す、という説明は可能です。

藤井委員 先生に確認させていただきたいのですが、遺伝資源の利用は、名古屋議定書を読むと、例えば微生物の発酵生産物も利用に入るとしか読めないのですが、それはその解釈でいいわけですね。

磯崎座長 その定義ですが、使われる対象が MAT の利益配分のところで使われているので。

藤井委員 それで、一応利用の中には入るのだけれども、例えばその利益配分は、要は我々というか、当事者同士で決められるけれども、あれは利用だという、そういう理解でいいわけですね。

磯崎座長 はい。ですから、利益配分の対象でどこまでというのは、契約当事者間で決めることであって、法律規定がどこまでという話と別扱いにしています。

ただし、細かいことですが、17 条などで同じ utilization of genetic resources という言葉が、利益配分以外の条文でも使われているところがあって、先ほどのように、開発途上国の中には、第 2 条とか、利益配分の第 4 条とか第 5 条とかだけではなくて、後ろの 17 条、そこでも同じ解釈と定義が使えるという、そういう主張をする国もあります。

小幡委員 遺伝資源の定義のところ、「情報」というのは外してよろしいという理解でよろしいのでしょうか。要するに、今は DNA のシーケンスが全部わかって、合成生物ができる時代ですね。ある国は、それも遺伝資源だと主張するでしょうし、一方、それは該当しないということも、いまの機能的にデュプリケートしないということですが、いろんな意見があると思うのですが、その辺の定義というのはどのようになっていて、我が国としてはどのようなことを考えればよろしいのかというのを教えていただければと思います。

磯崎座長 条文上は単なる情報というか、それは外れていると考えることができます。いま指摘されたように、一部の途上国はそうではないという解釈をとっている国もあります。国内法で対象にされて、そういう国内法をつくる国があったとき、そこで活動をするときは当然従わないといけません。その国内法についての遵守確保を日本でどうするかというときに、条約及び議定書ではそこまでは対象にしていないということで、外すことは可能です。

それから、逆に、対象ではないけど、我が国は自発的にそこまで含めて厳しくやるという立場をとることももちろん可能です。それは利用国側で考えることができます。

小幡委員 我が国でどこまで厳しくするかというのは、こういう場で決定されていくのか、それとも、別途決定していくのか。

磯崎座長 ですから、こういう場では、それは含めるべきではない、あるいは、それは最初から入っていないはずだという意見が出てきて、最終的には内閣で、日本の立場としてどこまでというのは決めることになるかだと思います。

そのほか、資料 3 (2) その後ろではどうでしょうか。

(3) チェックポイントに動いてもいいですか。それとも、「提供国の国内法に依存する部分が多い」の項目で、さっき質問に出たように、括弧書きで書かれてある項目ですが、そのほかのご意見、ど

うでしょうか。もしかするとここが一番議論があるのかなと思うのですが。

小原委員 そうすると、いまのご説明だと、最終的には国が判断するのだけれども、どのように判断してほしいかというところは議論をするのですね。メリット、デメリット含めて。

磯崎座長 はい。

小原委員 派生物というのは、本当に基礎研究だともものすごくありますので、それはどうするのですかね。大変だなという気がします。

磯崎座長 例えば の二つ目のヒト遺伝資源ですね、これも提供国がどのように定めるかなんですが、ちょっと微妙なところで、名古屋議定書についての議論を始める、それに当たって、その方針を決めた締約国会議の決定の中に、ヒトの遺伝資源について除外して検討をしようという趣旨の決議があるのです。それとのかかわりで、例えばヒトの遺伝資源を対象にする国内法を持った提供国でのときに、日本で確認措置をとる際に、ヒトの遺伝資源はそもそも対象にしない、ということで、さっきおっしゃったように、絞ることは可能です。ただし、その提供国からは、おかしいという指摘を受けるかもしれません。

ですから、これまでのいきさつであったり、それから提供国法令の位置づけであったり、その中で考えて、この であるように、日本が国内措置をとるときは、たとえ提供国法令が対象にしている場合であっても、ヒト遺伝資源については、国内措置では除外する。ここでは「すべきである」という、そういう形で整理がされています。

左側では括弧書きなのですが、例えば「ヒト遺伝資源」というところで、左の項目も右の と同じ書き方にすべきであるとか、いや、そうじゃないとか、そのような議論がここでできるかと思うのですが。

例えばいまのヒト遺伝資源だとどうですか。

炭田委員 ヒト遺伝資源に関しては、既に生物多様性条約の第2回締約国会議において条約の対象から除外することが締約国会議で決定されました。名古屋議定書についても、条約の締約国会議決定として同じ原則を踏襲しています。だから、ヒト遺伝資源は、生物多様性条約及び名古屋議定書の対象から除外されると、世界の一般常識だと思います。医学分野等ではヒト遺伝資源は重要であり、研究者や企業等の関心は高いと思います。ヒト遺伝資源へのアクセスを規制したい国は、別の国内法をつくって規制することが出来ます。

藤井委員 このヒト遺伝資源については私のほうから発言させていただいたと思いますけども、炭田さんのご説明のとおりで、要は条約にもはっきり書いてありますが、念押しで言わせていただいたというのが私の趣旨です。

磯崎座長 この項目は、そのような整理で、逆に「含めるべきである」という意見があるかどうかですね。

さきほども少し触れたのですが、一部残ってしまうところがあるとすると、締約国会議の決定であって、法的拘束力がないということと、その決定が採択された後につくられた名古屋議定書の中で、その文章が導入されていないということが事実なので、一部の国が、後からできた法的拘束力のある文書の中では明確な除外がされてないから含まれるんだ、という解釈を主張する可能性が残っている。ただ、大半の国、主に先進諸国は、ヒト遺伝子は対象ではないと考えている、という位置づけになります。日本の関係者、政府もその考えで来ていると思いますので、ここについては、いまのような「除外すべきである」という見解で、逆の意見はこの場ではないという、整理で行けるかと思います。

同じように、次の派生物はいかがですか。

藤井委員 派生物を除いてほしいということを我々から発言させていただいたのですが、もちろん、明らかに天然に存在するものは、遺伝資源になるのは当たり前の話ですけども、天然に存在しないようなものであれば、それは当然除かれるべきものだということを考えております。この考え方が別におかしいとも思いませんので、改めて、派生物はぜひ除いていただきたいということを言わせていただきたいと思います。

あと、場合によっては、このあたりは MAT で解決できる話だと思いますので、ですから、そういう意味でも、MAT に関して何か規則で規制するようなことも、一方で、あまり好ましいことだとは思っていませんので、この部分、派生物の取り扱い、当事者同士の取り決めでやらせていただければ十分かなということを考えております。

小幡委員 派生物はまさにさまざまなものが考えられるわけで、A の生物と B の生物を掛け合わせて子孫をとると。またその A も B も違う国から持ってきたとか、我が国と B の国、A の国、さまざまなプロセスと、実際に物が考えられるわけですから、それは先ほどおっしゃったように、二者間同士の契約に委ねるべきであって、規定するにはあまりにも難しいし、範囲が広いので、外すべきだと私は思います。

磯崎座長 この点では、ほかはいかがでしょうか。

これも、先ほど既に議論しましたけれども、議定書や条約の定義とのかかわりですので、それから、考えるべきポイントは、やはり提供国が国内法令でもし派生物について、あるいは広い定義で派生物まで対象にする法令を持っていたとしても、日本が国内措置で確認を考えると、遺伝資源の範囲内であって、遺伝的機能体を持たない派生物については対象にしない。そこまでは議定書との関わりで狭めることができると思います。

次に問題になるのが、いま小幡さんや寺田さんが指摘している農業品種などの掛け合わせとの関係であったり、天然、実際に存在していて、遺伝資源の範囲に入るけれども、派生物と呼ばれているものについて、さらにそこで狭めるかどうかということなのですが、それはおそらくこの「派生物」という項目ではなくて、下のほうの「コモディティ」の項目でも扱えるのかなと思うのですが、どうでしょう。

小幡委員 例えば、A という生物をどこから持ってきて、遺伝子導入とか、そういう人工的な加工をした場合、加工物をつくった場合、その持分というか、その権利というのは、実際にそれを行った研究者と提供国での交渉に委ねるべきだと思うんですね。極めて高度な技術を使うようなものもありますし、単純なものもありますし、共有とか、そういったものも含めて、その辺は当事者同士でやっていただくのがよろしくて、国内措置は特段必要としない。むしろ、そういうものに関しても国内措置をとることによって研究とか開発を妨げる可能性がありますので、除外すべきだと思います。

磯崎座長 その場合は、提供国の国内法で、それに対する PIC 対象にされている、その場合であっても、ということですか。

共同研究は当事者同士の話なのですが、その国の法令で、この遺伝資源、品種改良も含めて、そのときには許可をとりなさい、という国内法があるときで、その国内法に違反しているか、違反していないかという、それを考える際に、日本の国内措置で、たとえ提供国が国内法規制をかけていても、それは除外する。

小幡委員 そういう意味ではなくて、その物を持ってくるときはもちろん、何も加工しないものを持ってくるときは、先方の提供国の国内措置に従わざるを得ないと思うのです。しかし、そこから加工した派生物は、モニタリングの対象にしないでいいのではないのかというのが私の意見です。

磯崎座長 それが PIC の条件や要件になっている可能性があると思うのですが、そこまで入っていれ

ば、この後どのようなバイオテクノロジーを応用したり、研究開発したり、そこまで含めて許可がとられていけば問題ないと思います。しかしそうではなくて、輸入をして、その国の国内法令では、開発やバイオテクノロジーを使った改変であったり、それについては許可が必要である、としているときに、その許可をとらずに開発をしてしまう。そうすると、提供国の国内法令に違反することになるのですが、そのような場合であっても、日本で確認措置をとる必要がないという、そういう趣旨ですか。

小幡委員 考えさせてください。

炭田委員 私は元研究者として、大雑把ですがわかりやすく補足するという目的で申し上げます。

遺伝資源アクセスに関しては相手の国内法に従い、提供国の当局に PIC を申請します。法律に書いてあるとおりの手続きに従います。それと平行して、あるいはその後で、資源提供者（例えば相手国の大学とか研究機関等）と資源の利用に関する「相互に合意する条件(MAT)」(協定とか契約とか呼ばれるもの)を交渉します。

もし、相手国の国内法の中に資源利用に関する細かい規定がある場合には、PIC を申請する際に、それらに関連事項を条項として反映させた協定書を作成し、PIC 取得と同様の当局から了解を得ておけば、相手の国内法令の遵守と契約締結の手続きができ、提供国および提供者の意向を満足させる事が出来る。

さっき言われた、日本に持ち帰っているいろいろな研究をするとか、派生物的な微生物を作りたい場合は協定書の中にそれらに関する条項を設定しておきそれに従う。民事レベルで契約遵守を担保する制度がありますから、協定不履行は民事の制度によって処理される。だから、日本の行政当局が契約の中身までのぞき込んで細部に干渉することはないと思いますし、あってはならないと思います。

小幡委員 炭田さんの主張のとおりです。私が言いたかったのはそのとおりです。

寺田委員 いまの件にかかわりますけど、さっきのコモディティで扱えば大丈夫かというご意見ですけども、そのとおりで、研究段階では、相互の契約でいけると思うんですね。ただ、市販段階でいってしまうと、結局、買われた方と契約することが事実上はできないわけです。要するに、ソフトウェアみたいに袋を破ったら契約とみなすというようなことをしても、守ってくれるかどうか、こちらがモニタリングすることもできませんし、日本で売ったにしろ世界のどこの国に種子が行ってしまうかわからないので、それを全部追いかけるということは、言ってしまうは無理なわけです。それなのに、市販品種から以降もトレースするというようなことをすると、過剰な措置になって、こちらとしては追従できないのではないかと思われるわけですね。

コモディティというようなことであって、要するに、いまとしては、市販品種みたいなものを育種利用するということは普通にやられているので、その市販品種で、例えば園芸店だとかホームセンターで買われた種子を、個人で育種して、掛け合わせて別の花をつくったというようなものは、もういまは自然にやられていることなので、コモディティの目的外利用ではなくて、正当な利用だと。伝統的な利用だということで認めていただければ、それで市販品種の問題は解決できると思うのですが、それが国内措置ではうまくいかなくて、提供国の話だということになるから厄介な話なのではないかと思います。

磯崎座長 一つ飛んで、下の枠のコモディティの話に入っているのですが、両方とも重なっているような面があります。

派生物のところですが、先ほどの整理、つまり条約の定義及び議定書の定義とのかかわりで、たとえ提供国が国内法令で、遺伝的な機能単位を有しないような派生物まで対象にするという、そのような国内法令を持っていたとしても、日本でモニタリングの対象と考えるのは、あくまで遺伝的機能単位のある遺伝資源の枠にとどまるものであって、その外にあるもの、派生物のうち遺伝的機能単位を持たないものについては除外する、対象にしないという、そういうまとめ方ですが、その理解でよろしいでしょ

うか。

小原委員 遺伝的なものを持たないものは除外するけども、持つものは除外しない。

磯崎座長 それは遺伝資源になってしまうので。

小原委員 なってしまいますよね。そうすると先生がおっしゃったように、掛け合わせをしたりしたもののも永久にモニタリングの対象。

磯崎座長 それで、さっき後半でちょっと話をしたように、それよりさらに内側まで絞るかどうかで、その絞るといふときに、派生物かどうかの議論でそれ以上行くのはちょっと難しいかと思うので、コモディティかどうかという、その議論のところで狭めることができるかどうか。

小原委員 研究の場合は、まだ商品化になっていない場合がほとんどですから、むしろ派生物というのは、掛け合ったり、いろんな細工をして、もとはかなり違う一部持っているわけですよ。そういう場合がほとんどですから、研究者としては、これはコモディティですかと言われたら、それは違いますねとなってしまいます。

磯崎座長 そうすると、そのときに遺伝的な機能単位を有していて、遺伝資源の枠内にはあるけれども、その一部の派生物については、学術的な利用との観点で、「ここ」という何かそれを明記して、かつ、そのことが国際的に説得性のある説明で主張ができるかどうかなのですが、その点ではいかがですか。

小原委員 どうなんですかね。天然にあるものが、まさにこの利益の対象になるものだとしたら、それを持ってきて、いろんな加工をするのは、知恵が入るわけですよ。それ以降というのはもう違うというふうに言ったっていいと思いますけども。そうしないと、永久にモニタリングすることになる。

炭田委員 その問題は、先ほど小幡委員がされたことで既にカバーされていると思います。国内に持ち帰っているいろいろと研究に供する予定の資源に関しては、まず提供側と研究協定を結ぶことです。

小原委員 はい。

炭田委員 その協定書の中にそれらの研究計画とその結果の扱いに関する条項を盛り込んでおく。研究成果に関する利益配分の方法(例えば共同研究ならば発表論文を共著にするとか、結果は定期的に知らせるとか、商業利用に供する場合は別途協議するとか等々)を明記しておく。この協定を履行することは契約遵守の問題であり民事の話であるから、国内法遵守のモニタリングの問題でないから、国内当局は干渉しない。

小原委員 だからそれはモニタリングの対象にならないということ。ここはモニタリングの話ですからね、全て。

炭田委員 協定不遵守の場合は民事レベルでの契約不履行を処理する制度の対象である。当局によるモニタリングの対象にならない。

小原委員 というふうにすべきだということですね。

炭田委員 それが現実的な対処方法です、と言っているのです。

小原委員 相手国に対しては誠意を示さないといけないと思いますけども、国内でモニタリングまでするかというのは、ちょっと違うと思ったので。

磯崎座長 いまのご発言は、おそらく派生物かどうかのところでの議論ではなくて、後ろのほうの、商業的利用と非商業的利用という、その議論になると思いますので、派生物をどうするかは、そうすると先ほどの整理でおそらくよくて。

小原委員 共同研究の中で。

磯崎座長 はい。派生物というところと関連して、さらに絞れるかどうかということなのですが、「派

生物を絞る」ではなくて、コモディティのところでは絞れるか。それから、学術研究、非商業的利用というところで絞れるか、という分け方になるかと思えます。

小幡委員 先生のおっしゃることはもっともなのですが、一つ考慮しておかなくてはならないことは、産業界においても、例えば微生物をもってさまざまな加工をする。それは、非商業的利用とは言えないと思うのです。商業的利用だと思いますので、その辺も検討しておく、そういう意味で派生物のほうに入れておく。コモディティでもないですし、非商業的利用でもない加工物、派生物の産出というのはあり得るわけで、それは、先ほどの議論にあったような、当事者間の、もちろん提供国の法律は守りつつ、契約書で拘束するというところでよろしいのではないかと思います。

磯崎座長 そうですね。当事者間契約で、そこについてはカバーという書き方を、議定書も行っていきますので。

それでは、そのような整理でいきたいと思えます。

なお、時間との関係なのですが、もうあと数分で終わらないといけないようなのですが、いま議論してきたとき、間に一つだけ残っている、これはおそらく簡単だと思うんですけど、「病原体の扱い」というのがあります。これはでも、ちょっと議論は難しいですね。

ヒトの遺伝資源とちょっとかわりはあるのですが、ちょっと難しそうな感じです。では次回になるかと思えますが、のところにも書いてあるのですが、WHO で利益配分とか権利、規制管理に関するシステムが現在でき上がりつつありますので、それをどう考えるか。その考え方は、実は ITPGR とも非常によく似ていて、名古屋議定書以外の国際的な専門機関で、特定の分野の遺伝資源について制度ができ上がりつつあります。それと名古屋議定書をどう整合性をとるかという問題になりますので、その辺ちょっと念頭に置きながら、次回、「病原体」の項目から続きを行いたいと思えます。

今日の議論のように、一番はっきり、典型的に、たとえ提供国の国内法がこうなっているとしても、日本でその確認措置をとるときは、これは除外する、なぜそれができるのか、なぜそれが必要なのか、というような、そういう観点でそれぞれの項目を見てきていただければ役立つかと思えますので、お願いいたします。

今日の議論全体で、何かご意見がございましたら。

炭田委員 1点あります。環境省事務局から、付属資料：EU の規制改正案(概要)が配布されました。これに関連して EU における立法手続きについて、情報共有させていただきます。外務省さん、間違っていたら修正してください。

EU には欧州議会(EP)と欧州連合理事会(EU 理事会)による共同決定手続きと呼ばれるものがあります。名古屋議定書に関する EU 規制の場合、まず欧州委員会が EU 規制案を起草し、EP と EU 理事会に提出します。EP と EU 理事会それぞれが EU 規制案に対する意見書を作成します。両者は修正案に関して相互に意見調整を行い、両方が合意したときに EU 規制となります。意見が一致しない場合は、定められた(複雑な)手続きに従って意見調整手続きに入ります。調整が不調に終わった場合は廃案という最悪のケースもあります。

EP では、すでに修正案の作成作業が始まっています。2013年5月6日に公表された報告書案(参考資料4)をはじめとして、EP 下の他の委員会でも意見の集約が進行中です。複数の委員会の意見を踏まえて調整が行われ、7月10日に EP 草案でき、今年の10月の EP 総会(Plenary)において EP 修正案が決定します。EU 理事会も別途、意見書を作成中のようです。

上の情報から言えることは、EP による EU 規則改正案は今年の10月にならないと最終化しないということです。付属資料を早目に配布して頂いたことは非常にありがたいですが、そういう日程であるこ

とを念頭に置く必要があるのではないのでしょうか。外務省さん、(後日で結構ですから)間違っていたら修正してください。

磯崎座長 ありがとうございます。

経済産業省 今後、仮に報告書をまとめていかれるということであれば、通常、こういう検討会であれば、現状の整理というものをやられているかと思しますので、何らかの形で現状の整理をしていただければというように考えておりますので、一応お伝えをしておきます。

外務省 資料2についてでございますが、資料3と2も今後引き続き議論があわせて行われるのではないかと思うのですが、事前に資料2をいただいた際に、ちょっと不明な点、当方で問題意識のある点がございましたので、事前にちょっと事務局にも考えを確認したのですが、回答を得られず、今回資料になっているということもあって、念のため、今後ご検討の際にご留意いただきたいということで、ご説明をしたいと思っております。

先ほど炭田委員からもEUのお話、規則案のお話ございましたけども、4の(1)の一番下に、EU等と整合性がある、ということがあります。まだ現状このEUの規則案は今後変わり得るということですが、ただ、現時点の案でも、情報を提供するというのは、特許申請とか、新品種の育成者の申請の際に情報を出すとか、あるいは罰則が非常に厳しいような内容も含んでいまして、本当にこれは、日本がEUの規則案に整合性をとれるのかというのはちょっと疑問があるので、この辺はちょっと詰めたほうがいいのではないかとということで、やや趣旨がわからないという点も含めて、1点ございました

あと、2点目は、(4)の「不履行の状況への効果的な対処」というところでございますけども、これにつきましては、不遵守に対して担保措置を講ずるかというのは、これまで事務局のほうからもなかなか整理をされていないというか、議論のほうに持っていくような形にはなっていないということで、これらの措置につきましては、名古屋議定書の国内措置担保の中核をなすようなところでございますので、また今後この検討会でも議論を深めていただく必要があるのではないかとことを申し上げている次第でございます。

あとまた、国内PIC制度のところでございますけども、事務局から冒頭の説明のところにもございましたが、GATTのマーケットアクセス同様に、CBDの世界も内国民待遇のようなものを、考えなければいけないということ、それを理由に国内PIC制度が導入できないということを事務局が言うのであれば、それはちゃんと立証しなければいけないという点があるかと思えます。

あと、国内PIC制度の中のできない理由の中でも、例えば「生息地域では保護地域等で保全」というのがあるのですが、これは、国内PIC制度の目的は利益配分ということでございまして、目的が違った中での理由にはならないのではないかと、といった点も詰めなければいけないのではないかと。

あと、伝統的知識に関する国内PIC制度が不要であると述べられているのであれば、そこも主張の根拠を具体的かつ明確に今後示していく必要があるのではないかと、と考えているところでございます。

今後の議論の中でまたいろいろと整理していただければと思います。

磯崎座長 いまの指摘は次回以降の議論の中でも出てくるかと思しますので、それを参考に次回以降進めたいと思います。

炭田委員 すみません、もう1点だけ。

EU規制案は、今後、二転、三転するかも知れません。資料4は、欧州議会のグリーンパーティの意見を濃く反映したもので規制的に厳しい感じがします。しかし、今の時点で特定の意見に先入観をもたず、EUの最終案が公表されるまでは拙速に走らないのが賢明なのではないかと思えます。

磯崎座長 ちょっと時間をオーバーしましたが、ご協力ありがとうございました。次回以降もまたお

願いいたします。

中澤補佐 本日は長時間にわたり熱心なご議論をありがとうございました。

先ほど磯崎座長のほうからもございましたけれども、国内措置の対象とするのかどうなのかというところで、なぜ必要なのか、なぜこれが対外的に合理的説明ができるのかといったところをぜひ、CBDのCOP2での決定があるとか、そういうようなことをご提示いただけると、私どもの作業も非常にやりやすくなると思いますので、そういうことも含めて、ご意見の中に盛り込んでいただければと思います。

国内措置の対象、非対象ということにつきましては、対象としながらも、手続面で十分配慮するということが十分考えられると思いますので、そういった論点からもぜひまたご意見を賜ればと思います。

次回は6月10日に開催いたしますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上